

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 23 年 12 月 1 日（木）14：00～16：30

2 場所 福岡国際ホール 志賀の間

3 議事

- (1) 本市における環境影響評価制度のあり方について（諮問）
- (2) 福岡市新世代環境都市ビジョン（仮称）の策定について（報告）
- (3) 生物多様性ふくおか戦略（仮称）の策定について（報告）
- (4) その他

4 出席者（敬称略）

氏 名	役 職 等
浅野 直人	福岡大学法学部教授
阿部 真之助	市議会議員
岡 博士	九州経済産業局資源エネルギー環境部次長
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部長
包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
楠田 哲也	北九州市立大学国際環境工学部教授
黒子 秀勇樹	市議会議員
今田 長英	福岡大学大学院工学研究科教授
栃木 義博	市議会議員
富永 計久	市議会議員
萩島 理	九州大学大学院総合理工学研究院准教授
久留 百合子	(株) ビスネット代表取締役・消費生活アドバイザー
藤本 顕憲	市議会議員
藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部教授
松藤 康司	福岡大学工学部教授
宮本 秀国	市議会議員

II 議事録

1 開会

●事務局（環境政策課長） それでは時間になりましたので福岡市環境審議会を開会させていただきます。本日は、委員数29人中、17名のご出席でございますので、環境審議会条例第5条第2項の規定による定足数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

また、本会議は福岡市情報公開条例第38条に基づき、公開にて開催をいたしますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。なお傍聴者は現在のところいらっしゃいません。

それでは、開会にあたりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●環境局長 委員の皆様には日ごろから環境行政にご協力・ご支援を賜りまして、ありがとうございます。また本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本年度は特に3月1日に東北の震災がございましたが、本市を取り巻く環境が非常に大きく変わってまいりました。加えまして、法律の改正とか、福岡市の環境行政の方向性を議論するビジョンの作成等、さまざまな計画等が入りまして、これを本審議会の総会、並びに専門部会の開催が従来より非常に多い年となっております。にもかかわらず、いろいろとご参加いただいておりますことを、本当に心から感謝を申し上げます。

本日ご審議いただきます議題は3件ございます。最初に、本市における「環境影響評価制度のあり方」につきまして、福岡市長から福岡市環境審議会へ諮問をさせていただくこととしております。第2の議題といたしましては、今、策定を進めております「福岡市新世代環境都市ビジョン」でございますが、これにつきましても、環境行政、従来の廃棄物行政のみならず、エネルギー、それから環境経済など、非常に枠が拡大してきておりますので、福岡市の環境行政の方向性につきましてのビジョンを、有識者でございます環境審議会の先生方にご意見を伺うものでございます。第3の議題といたしましては、「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」でございます。これにつきましては、本審議会からも4人の先生方が加わっていただいておりますが、非常に専門的な分野でございますので、専門委員会を構成して検討してまいりました。その「中間とりまとめ」がまとまりましたので、本審議会にご報告し、ご意見をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、非常に盛りだくさんの議題になっておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

●事務局（環境政策課長） それでは議事に入ります前に、本日、審議で用います資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事前にお配りしております説明資料でございますが、議題1につきましては、資料番号で「1-1」から「1-4」までの4種類、議題2につきましては資料番号「2-1」と「2-2」の2種類、議題3につきましては資料番号「3-1」から「3-3」までの3種類の資料を送らせていただいております。ご確認をいただけますでしょうか。

それから本日、お手元にお配りしております資料といたしまして、「議事次第」、「座席表」及び「諮問文の写し」の3種類をお配りいたしております。

(議題説明)

それでは、先ほど局長からもご説明させていただきましたが、本日は議題が3件ということでございまして、まず、議題1については、本市の環境影響評価制度について、本日、福岡市長から本環境審議会に諮問をさせていただき、その概要について若干ご説明を事務局からさせていただきます。

議題2の「新世代環境都市ビジョン」につきましては、前回の環境審議会総会では、今年度中に策定するとご報告しておりましたが、国のエネルギー政策の見直し等の影響によりまして、策定期間を半年ほど延期させていただきたいと考えてございまして、今回は骨子レベルでご報告をさせていただき、来年度改めて素案レベルでご報告をさせていただきたいと思っております。

議題の3つ目、「生物多様性ふくおか戦略」につきましては、来年の5月頃の策定をめざして、現在、中間とりまとめを行っておりますので、本日はその「中間とりまとめ」の概要版でご報告をさせていただき、ご意見を賜りたいと思います。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

2 議 事

(1) 本市における環境影響評価制度のあり方について (諮問)

●事務局 (環境政策課長) まず、福岡市長より環境審議会に対しまして、「本市における環境影響評価制度のあり方について」諮問をさせていただきます。本日は市長が他の公務の関係で出席できませんので、環境局長が代理で諮問文を読み上げさせていただきます。

(福岡市環境審議会会長及び環境局長は会場中央に移動)

●環境局長 (諮問文を読み上げ後、福岡市環境審議会会長に手渡し)

●事務局（環境政策課長） ありがとうございます。それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

○会長 それでは先ほど、局長、事務局からもございましたが、今年度は度々この総会を開かなければならないということがございます。大変ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

少し反省をしているのですけれども、どうしても日程が立て込んでいるものですから、一方的に期日を指定するというやり方で審議会の日程を決めておりますが、今後は可能な限り、予め早めに皆さんの日程のご都合を伺って、その中で可能な限り調整をしていきたいと思っております。特に学術研究者の先生方がとても忙しくてご欠席が多いということが、気になっております。日程の調整については運用をさらに改めていきたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

それでは、早速でございますが、ただいま、福岡市長の代理としての環境局長から、当審議会に対して諮問がございました「福岡市の環境影響評価制度のあり方について」の審議の進め方を、この場でお諮りをいたしたいと思っております。

この問題については、条例改正ということも視野に入れて議論しなければなりません、かなり専門性の高い内容ということになります。お手元の資料の中に当審議会の規則などもあるわけですが、「参考資料」というところを見ていただきますと、条例がございまして、条例の第6条に当審議会が専門の事項を審議させるために専門部会を置くことができると、こういうことになっております。

当審議会には「環境管理部会」と、廃棄物行政などを担当する「循環型社会構築部会」と、温暖化対策を検討する「地球温暖化対策部会」と、3つの専門部会を置いております。本日いただいた諮問の内容については、専門性が高いということがありまして、この6条の規定を使って専門部会に付託をし、そこで集中的に議論をしていただいて、その結果を当審議会に報告をしてもらうという形をとりたいと考えております。

先ほど申しましたように、3つの部会が置かれておりまして、委員の先生方にはそれぞれの部会にご所属をいただいているわけでありまして、前回、現在の「環境影響評価条例」をつくるときに審議いたしましたのは、環境政策部会という名前の部会がございました。しかし平成14年に現在の部会に名前を改めまして、この環境政策部会に相当する部会は「環境管理部会」ということになっております。

そこで今回、この諮問事項については、環境管理部会で検討をすることが適当であろうと考えますが、いかがでございましょうか。このような取扱いについて何かご意見がございましたらお出しくだ

さい。特にご異論ございませんか。ありがとうございます。

それでは、特にご異論は無いようですので、会長の提案どおり、本諮問については、環境管理部会に付託をし、そこでご議論をいただいた上で報告を受けて、改めて審議会で議論するというようにしたいと思います。

環境管理部会の部会長、そして部会に属する審議会の委員の先生方のお名前は、別紙にあります「参考資料」の委員名簿に記しております。ちょっと私、気になりましたのは、学系の人間ばかり集まっている。市民代表の方が入っておられないのですけれども、これについては最終的には条例の改正ということになりますので、その点は条例改正を審議される方々が直接原案作成というのも、市長部局からの提案ということになりますから、余り適切でないような気もいたしますので、お許しをいただければと思います。

それでは、ただいまご承認をいただきました、環境管理部会の付議を踏まえた上で、本日はどういふ内容の諮問であるかということについて、事務局のご説明をお願いしたいと思います。

資料「1-1」から資料「1-4」まで、法改正の内容等も含めて説明をいただきます。

●事務局（環境調整課長） 「本市における環境影響評価制度のあり方」につきまして、ご説明させていただきます。本年4月に環境影響評価法が改正され、現行の手續より早期の段階で、環境配慮につきまして検討する手續が創設されております。このため、法改正の趣旨を踏まえまして環境影響評価制度のあり方について検討する必要があるがございます。そのため、条例制定と同様に環境審議会に諮問し、ご審議いただくものでございます。

まず、資料「1-1」をお願いいたします。初めに環境影響評価制度の検討内容についてご説明させていただく前に、環境影響評価制度そのものにつきまして、簡単にご説明させていただこうと思っております。

資料「1-1」の下のほうに参考として記載させていただいておりますけれども、「環境影響評価」とは、事業実施に当たりまして環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、住民、地方自治体から意見を聞き、事業者がより良い事業計画を作り上げていくための制度でございます。

環境影響評価法は規模が非常に大きいもの、また国が実施、あるいは許認可を行う事業を対象としており、福岡市の条例は法の対象とならない小規模な事業でございますとか、法対象以外の事業種を対象としております。法と条例が一体となりまして、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきているところでございます。

資料「1-3」の左側をお願いします。「福岡市の環境影響評価条例の対象事業」ということで、

背景が茶色のところに対象事業の一覧を掲げさせていただいております。本市の対象事業でございますけれども、簡単に申し上げますと、3番の鉄道でございますと、環境影響評価法では延長が10km以上のものを対象としておりますけれども、福岡市の条例では、ここに記載しておりますとおり、延長1km以上・連続立体交差事業、こういったものを対象としております。また、8番の土地区画整理事業でございますと、法の場合には100ha以上ですけれども、市の条例では面積30ha以上ということで、小さいものまで拾うようにしております。また、この表で10番から16番、運動場、レクリエーション施設から、その他、土地の造成までございますけれども、この部分につきましては条例独自の対象事業となっております。

また、本市の今までの環境影響評価の実施状況でございますが、資料「1-4」をお願いします。こちらに環境影響評価条例と法に基づいて、市の方で行いました手続をまとめております。手続中のものを含めまして、条例対象のものが8件ございます。また、法対象のものが1件ございまして、この表の中で7番「(仮称)アイランドシティ線」、これは福岡市の都市高速でございますけれども、その延伸にかかるものでございます。それ以外のもの、東部工場建替事業でございますとか、現在、アセスの手続中でございます地下鉄3号線の延伸などにつきましては、条例の方で対応しているところでございます。

次に具体的な環境影響評価の手続ですが、先ほどの資料「1-3」の2ページ目の下部に、横長の図を入れております。上から順番に「市民」、「事業者」、「市長」ということで、それぞれの主体が果たすべき役割を横に時系列で並べております。

まず、方法書の手続でございます。これは事業者の欄でございますけれども、左の方に縦に青の背景で「方法書」がございます。この部分ですが、まず事業者が環境影響評価を行っていくにあたり、どのような項目について、どのような方法で調査、予測評価を行うかなどをまとめた、方法書という図書をつくるということになっております。ここで言う項目とは、例えば大気ですとか、騒音とか、自然環境、そういったものになります。この方法書につきまして、公告・縦覧を行いまして、市民の方から意見をいただき、また、福岡市の市長からの意見をもらう。それらの意見を踏まえた上で、実際に調査、予測、評価を進めていくという形になります。

次にこれらの予測調査の結果をとりまとめまして、中央辺りになりますけれども「準備書」という形で、とりまとめを行うということになっております。この「準備書」につきましても、方法書と同様に公告・縦覧の手続を行いまして、また、市民の方から意見をいただき、福岡市長のほうからも意見をもらうという形になっております。その結果をとりまとめたものが右のほうにある「評価書」になりまして、これにつきましても縦覧を行って、市民・市長からの意見を受けてとりまとめを行います。そうやって最終的にとりまとめられた評価書を持ちまして工事に着工できると、そういう流れと

なっております。

また、市長意見を提出する場合がございますけれども、この表の一番下のところに、「環境影響評価審査会」というのを書いておりますけれども、これは市長の附属機関で、大気、水、生物、廃棄物などの専門分野の学識経験者で構成されておまして、この審査会でご審査いただいて技術的、専門的な見地からのご意見を伺うことになっております。

それでは「環境影響評価制度のあり方の検討」についてでございます。また資料「1-1」をお願いいたします。

まず、「1. 環境影響評価制度のあり方の検討の必要性」でございます。冒頭に説明させていただきましたが、本年4月に環境影響評価法が改正され、法62条の規定に基づきまして、法改正の趣旨を踏まえました制度のあり方の検討が必要となってきております。法改正の背景でございますが、法の施行後、10年以上が経過いたしまして、浮かび上がってまいりました課題ですとか、「生物多様性の保全」、「地球温暖化対策の推進」、「情報技術の進展」等の社会情勢の変化に対応するためのものがございます。

法改正の中身でございますけれども、資料「1-2」、これは環境省が作成した資料でございますが、これの3ページ目のカラーの図をお願いいたします。

今回、改正になった事項ですが左側に現行法、右側に改正事項ということで枠が6つ並んでおまして、このうちの赤線で囲った部分でございます。主な改正内容についてご説明させていただきますと、まず一番大きな点でございますけれども、2つ目の枠でございます。従来、事業実施の段階より手続が始まっておりましたけれども、それよりも早い段階、即ち、方法書の手続よりも前の段階におきまして、戦略的環境アセスメントと言われる計画段階における計画配慮事項の検討手続が創設されたものでございます。

事業の枠組みが決定されている段階で行います従来の環境影響評価では、その後の事業の実施にあたりまして、環境保全上の対策について柔軟な措置をとることが困難な場合もございます。そのため、新たに計画段階の配慮というものが設けられたものでございます。事業の位置ですとか、規模を検討する段階で、環境に配慮すべき事項につきまして、調査、予測、評価を行いまして、その結果につきまして図書を公表するという手続でございます。

このほか下の方、6つ目の枠でございますけれども、方法書の段階におきます説明会開催の義務化でございますとか、方法書、準備書段階での図書の電子縦覧、インターネット等を用いた電子縦覧の手続、また、これは一番下の枠になりますが、事後調査等に係る手続の具体化ということで、事後調査に係る公表などの手続が追加されております。本市におきましても、同様な課題に対応する必要がある場合がございますので、こうした面からも法改正の内容を踏まえました検討が必要でございます。

資料「1-1」をお願いいたします。法改正以外の課題でございますが、条例施行後、10年以上が経過しておりまして、制度の運用面での改善の必要性も一部ございます。こちらにつきましても、今回併せて検討を行うとしていただいているところでございます。

資料「1-1」の「2. 主な検討内容」でございますけれども、法改正に伴うものとしたしまして、計画段階における環境配慮の手続の導入の必要性など、また、本市独自の検討事項といたしましては、市民意見の聴取方法の改善などについて検討していきたいと考えておるところでございます。

今後のスケジュールでございますが、資料1-1の裏面をお願いいたします。先ほど本環境審議会に諮問させていただきましたが、今後の具体的な審議につきましては、環境管理部会におきまして、3回程度ご審議をいただきまして、時期は未定ですが途中「中間とりまとめ」を行って、議会報告、市民意見の募集を行うこととしております。その後、市民意見を踏まえまして答申案を作成していただき、総会で報告後、約1年後でございますが、来年の10月を目途に審議会より答申をいただければと考えているところでございます。その後、答申内容を踏まえまして、改正条例案を作成いたしまして、議会に提案を行う予定でございます。

条例の施行でございますけれども、環境影響評価法の改正の全面施行に合わせまして、平成25年4月を目途と考えているところでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 それではただいま、諮問の内容について、背景事情を含めて説明をいただきました。何か、ただいまの説明に対してご質問なり、ご意見なり、コメントなりありましたら、どうぞお出しください。それではどうぞ。

○委員 資料の「1-3」の裏面ですね。それと、資料「1-2」の3ページですが、この説明会の位置づけですけれども、資料「1-2」の3ページで、改正事項の上から3つ目の枠に、「方法書段階における説明会の開催を義務化」と書かれていますが、資料「1-3」の図表を見ますと、市民、事業者、市長とある表の事業者のところ、事業内容、地域特性、そして方法書を市長に提出するとなっています。説明会というのは1カ月半か2カ月段階の準備書の後に説明会というふうになっているんですね、この表の市民との関係でいくと。ところが、先ほど指摘しました方法書段階における説明会の開催の義務化というのが、この図表からすると、見えないのですよ、市民との関係でいきますと。この辺がどうなるのかというのを、1点確認させていただきたいと思います。

●事務局（環境調整課長） 先ほど説明しました「1-3」が現行の流れでございますが、今回、諮

問をお願いいたしまして、方法書の部分につきましても、この説明会の開催が国にならって必要かどうかということにつきまして、ご議論いただければと考えております。

○委員 「1-3」は現行ということですね。「1-3」の資料は。

●事務局（環境調整課長） はい、そうでございます。

○委員 失礼しました。そこで先ほど該当する事業がいろいろ言われたのだけれど、「1-3」の資料ですね。これも現在の対象事業と理解して、これが具体的にどういう風に、この1の道路からずっと16事業、項目がありますが、これがどういう風になるかというのは、今後協議していただきたいという意味ですか。

●事務局（環境調整課長） 今回は対象事業につきましては、一部のものを除きましては触らないということにしております。今回の検討は大きな手続面での改正の方を主体とすることとしております。

○委員 この市民説明会、市民に対する説明が義務づけられるのだけれども、例えばこの図表でいえば、現行はこういう流れで、手続上の流れはこうで、今回どういうふうになるのかという内容。そして今回、変わった後の新たな図表の流れ、手続の流れ、これはひとつ示していただきたい。

それと例えば利害関係者、市民一般とその事業によって生じる利害関係者がいると思うのですが、その辺の位置づけは、今回いろいろ検討されるのか、少し深められるのか。利害関係者の意見とか、環境に関わる意思の反映とか、その辺の問題については、改正される中でポイント的に検討要素があるのかどうか、1点、ちょっとお尋ねしたいと思うのです。

もう一つは資料「1-1」ですね。この施行後10年以上が経過し、施行を通じて浮かび上がった課題と、こういうふうにかかれていますが、その浮かび上がった課題が何なのか今日の段階ではちょっと見えないのです。その浮かび上がった課題、そして新たな生物多様性の保全、また、今日的に大きな課題になってきた地球温暖化対策の推進というのが、今後示されてくるのだらうと思うのですけれども、これらの関わりから、いわゆる利害関係者の問題とか、様々な浮かび上がった課題を、市民との関係でどういうふうに位置づけていくのかという点などについて、この審議会が度々開かれるわけではなくて、先ほど言われた専門部会ですか、そこで議論されてくるのだらうと思いますので、そこで深められるのだと思いますけど、入口の段階として、その点を我々に対しても問題認識として投げ

かけていただくことが、運用上必要なのかなという気がしますので、その辺の事務方のご意見をお尋ねしておきたいと思います。

○会長 わかりました。それでは事務局から、ただ今のご質問に、答えられる限りお答えください。

●事務局（環境調整課長） 最初にご指摘がございました、新しい条例のイメージでございますが、これにつきましては、部会の中でご審議いただく過程で、新たに検討していこうということで考えております。法律との関係から考えましたときには、やはり方法書段階における説明会なども必要ではないかと、事務局では考えておりますけれども、これにつきましては部会でご審議いただければと考えております。

次に制度面等での課題の点でございますが、これは委員からご指摘がございました生物多様性でございますとか、地球温暖化、そういったものに対応していくということは、一つ重要な課題かと考えております。

また、制度運用面での改善のところでございますが、これは先ほどご指摘がございました利害関係人の部分とも関連いたしますが、事務局で考えているところでございますが、やはり1つは災害時の環境影響評価制度の除外規定について、福岡で6年前になりますけれども、福岡西方沖地震が起きてそのときの関係もございまして、そういった手続面での問題も若干ございます。また、2つ目といたしましては、アセスを実施している事業者が途中で代わるというようなこともございます。これは制度面での問題でございます。

3番目といたしまして、ここが利害関係人等の意見の反映というところがございまして、現在、我々の方で考えている「本市独自の検討」というところで、2のところには市民等からの意見聴取方法の改善と書いております。現在、我々の方で運用している条例の中で、この部分、意見聴取の方法の部分につきまして、若干改善の必要があるのではないかと考えておりますので、審議会の部会でご議論いただきながら、考えていきたいと思っております。

その中で、先ほどご指摘がございました利害関係人等からも含めまして、意見を聴取することは可能ではないかと考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 ちょっと1点、要望をさせていただきたいと思いますが、折々の専門部会で検討される課題とございますか、検討される際の議題というか、検討事項とか、そういう情報を同時平行で頂きたいな

と。

手続上はいいです。例えば中間報告があったり、審議会の報告があったり、それはそれで結構ですが、我々の認識を、他の方を代表して言うわけではなくて、私個人の認識を深め、共有させていただくためにも、その折々の課題等についてお知らせ頂きたいというのを要望しておきます。

○会長 わかりました。ご要望として承っておきます。利害関係の話については、ちょっと委員のご指摘の点は、経過からいうと逆の動きをとっているわけです。もともとアセス制度は、法制定以前には、本当に利害関係人しか意見が言えないという制度だったわけです。つまり、事業計画の行われる関係地域の人からしか意見が出せませんということでありましたから、本当に文字どおり、利害関係人と言えるような人しか意見が出せなかったのです。

そこで、例えばある人が「私はそこに住んでいないのだが、野鳥の会として意見が言いたい」と考えても、意見が出せなかったのです。それはおかしいというので、現在の法律をつくるときに、事業者からかなり抵抗を受けたのですね。たくさん意見が出てきたらどうしてくれるんだと言って、えらく怒られましたけれども。でも、かえって範囲を狭くすると、範囲の絞り方が間違っただとって裁判になりますよと指摘したら、事業者の側も納得して誰でも意見が出せるように自由になったわけです。ですから、現在は利害関係者からはもちろん、誰からでも意見が出せるという制度になっています。

こういう経過から言えばむしろ逆ですが、実際には説明会をやるときにはやはりその地域で説明会をやりますから、説明会の回数が増えれば、その地域の方々により多く情報が伝わるということになるだろうと思いますし、改善ができるだろうと思います。なお、現行法をつくったときには、事業者から余り意見が集まったら困ると言われたので、これに対する配慮として「日本語でなければだめです」ということにした。外国語の意見の場合は翻訳をつけないと受け付けませんというふうにしたので、これでみんなほっとして、今になっております。さて、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

○委員 資料「1-2」の3ページですけれども、事前に見てきたときもちょっとわからなくて、少し補足していただきたいのですが、2番目の「戦略的環境アセスメントの手続の新設」というところの「事業の検討段階において」というところ、どういうふうにイメージしたらいいのかなと。

要するに方法書が出されるのを、前倒しするようなイメージなのか。それとももっと前の段階なのか。そのイメージがちょっと湧かないのですが。

○会長 ちょっとお答えを。

●事務局（環境調整課長） まず計画段階の配慮ということでございますが、先ほど現状では事業が決まってから、方法書の手続に入っていると申しました。例えば道路をつくる时候でございますと、道路はA地点からB地点まで結ぶわけでございますけれども、今のアセス制度では、例えば直線でピッと結んで、これで行いますとしたところから手続がはじまります。しかし実際には決定までに経由地点がいろいろ検討されています。例えば都市高速は今、姪浜経由ですけれども、小戸を経由するという案もあったかと思えます。そういった選択肢の検討段階から明らかにするということです。どうしてこのルートを選んだかというのが明らかになるように、計画段階で配慮事項の検討とか、既存文献等の分析からやって、それを示すということ、というふうに我々の方では考えております。

○会長 これは実際問題としては、現在の方法書はしばしば方法書の体をなしてないのです。方法書というのは、これから調べる。何を調べるのかということを書くのが方法書なのです。ところが実際には調べ上げてから方法書をつくっている例が少なくありません。ですから方法書といいながら、準備書と余り変わらない例があるわけですね。これはおかしいので、本当にこれから調べる前に、きちんと何を調べるか考えてくださいと言いたいわけです。

そういうふうに余り何もかも調べてからアセスの手続に上げるようなことはよくないというのが、趣旨です。ですから、どの規模のものをどこでつくろうとしているかという時に、では、そこでつくったら、どういうことが環境上、問題が起こるかということについては、現地調査をしなくても、文献を見ればわかることは、文献を見て調べてくださいと、それがここで言っている法改正の趣旨です。

それで、正式な言葉を使えば、位置決め、規模決めの段階での環境への影響をできるだけ文献調査でわかる範囲でも調べて、それをまとめて文書にしてくださいと、それがとりあえず、今ここで言っている戦略的環境アセスメントの手続ということです。

○委員 そうすると事業計画自体は完全に決まって…。

○会長 いや、完全に決まってしまったあとでは困るのであって、完全に決める前にやってくださいということです。規模を決める、場所を決めるといった場合にはいろいろな案を検討されるでしょうからというわけです。

○委員 まだ事業実施が確定ではないと…。

○会長 その段階でやってくださいと。2車線の道路にするか、4車線の道路にするかというのは、用地買収との関係もあるでしょうから、いろいろな案をお決めになるでしょうし、例えば取り敢えず4車線の計画を立てておいて、当面2車線だけ工事をしますという場合もあるでしょうからね。そういったようなことをお考えになる段階で、ちゃんとわかる限り、環境を調べてくださいと、こういうことです。

具体的に、例えば法アセスの例を言いますと、風力発電の場合、風が吹くかどうかしか調べていない事例が多いのです。それで「おお、ここは風が吹くからいいや」と言って、ヤーッと計画を立てて、それから環境省に持ってくると、自然公園の特別地域だったりするわけです。最初から風況を調べるときに、ちょっと地図を見て、ここは特別区域か、普通地域かぐらいは見ればすぐわかるのに、それをやってないのですね。だから、それをやってくれば、無駄な喧嘩はしなくて済むし、お互いに無駄なお金を遣わなくて済みますから、そういうことをやりましょうということです。例えばの話です。よろしいでしょうか。

○委員 今のは分かりやすいですけど、前おっしゃっていたのは私からするとちょっと複雑になる感じがしますね。

○会長 ですから、真面目に方法書の段階で徹底的に調べ上げるようことをやっておられる業者さんは、ほとんど負担がないのです。逆に時折ある風力発電みたいに、環境のことは全く何も調べずに、ひたすら施設を作ることばかり考えている人たちは、ちょっときついかもかもしれません。

○委員 そういう欠陥があれば修正するための…。

○会長 ええ、そうです。ですから実際には風力発電の場合には、風が吹くかどうか、地図を見たってわかりませんから、当然、現地に行くはずですね。現地に行って風が吹くかどうか調べるなら、そのついでに周りの植物がどうなっているか、写真を撮ってくればいいわけでしょう。それもやってないからやってくださいと言っているということです。

他に何かご質問、ご意見はございますか。よろしゅうございませうか。それではこの件については、今後は環境管理部会でご審議をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 福岡市新世代環境都市ビジョン（仮称）の策定について（報告）

○会長 では、続きまして「福岡市新世代環境都市ビジョン（仮称）の策定」ということをございまして、一体、これはどういう意図の話をしようとしているのかということも含めて、事務局から説明をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

●事務局（環境政策課長） それでは、「新世代環境都市ビジョン（仮称）の策定について」、資料「2-1」でご説明させていただきます。まず1番の「策定の趣旨」でございます。平成18年に、今の第2次福岡市環境基本計画を策定しておりまして、そのときに「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」、これを環境像として設定し、「福岡市循環型社会システムの構築」、「温暖化対策を考えた福岡のまちづくり」、「自然とのふれあいと生物多様性の保全」、これらを緊急かつ優先的に取り組むべき重点分野という位置づけで、これまで施策を展開してまいりました。

しかしながら、昨今の地球温暖化の進行ですとか、資源の枯渇、生態系の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化することに加えまして、福岡市におきましてもまだ今は増加してございますけれども、人口の減少や高齢化の進行が確実視されております。また、東日本大震災による福島第1原発事故を契機に、エネルギーの安定供給についての懸念が高まっております。

このような状況を踏まえまして、福岡市の環境都市づくりの分野で、新しい価値を創造し、都市の成長、福岡市の成長につなげていきたいと、そして誰もが豊かで快適に暮らすことができる持続可能な社会を実現したいと、こういう狙いで、今回、「新世代環境都市ビジョン」を策定させていただくものでございます。

次に2番、その「位置づけ」でございますが、福岡市の環境都市づくりにおける新しい将来イメージを描くものでございまして、今後、福岡市の環境基本計画ですとか、環境局の部門別計画など、環境局所管の計画をはじめ、他の行政分野の計画等においても、環境都市づくりの面で整合を図るべき指針ということで、位置づけをさせていただいております。

3番の「目標年次」につきましては、2050年ということで、環境に関しましては現在の社会や政策のあり方の結果が即座に表れるものではなく、数十年以上の長期にわたって影響を与えたり、もしくは将来になって影響が表れたりすることなどから、大変長期でございますが、2050年で目標を設定させていただいております。

次に4番の「策定のスケジュール」でございますが、先ほど申し上げましたように、当初は平成23年度中の策定を予定しておりましたが、後でご説明いたします理由から、平成24年度に半年ほど延期をさせていただきまして、本日の審議会では、後ほど骨子案をご説明し、来年5月ごろに改めて審議

会を開催させていただいた上で素案をご説明させていただきまして、その後、パブリックコメントを経て、策定をしてみたいと考えております。

裏面をお願いいたします。今回、策定スケジュールを変更した理由を2点、書かせていただいております。1点目が東日本大震災以降のエネルギー政策の動向でございます。これは国でも東日本大震災を契機といたしまして、エネルギー政策の見直しに着手しておりますが、エネルギーのあり方に関する議論が始まったばかりであること。また、私ども福岡市におきましても、エネルギーの有識者会議を立ち上げまして、議論を始めたところでございます。これらの推移を注視し、大きな方向性を確認する必要があるためでございます。

また、2点目の理由といたしまして、本市の関連計画の進捗状況との整合がございます。福岡市地球温暖化対策実行計画につきましては、国の関連法案の状況が不透明でございます。国の温室効果ガス排出削減80%目標の取扱いについて、今後注視していく必要があること。また、福岡市の総合計画、いわゆるマスタープランの来年度中の改定に向けて、将来人口予測の推計作業など準備が進められているところでございます。できる限りこれらと調整を図っていくということで、一定程度時間を要するために、今回延期をさせていただくものでございます。

5番の「その他」でございますが、本ビジョンの策定に向けた作業等の進捗状況につきまして、これまでにそこに書かせていただいておりますように、各分野のご専門である有識者9名の方々からご意見をいただいております。今後さらに有識者のご意見をいただきながら、素案作成に反映をさせてまいりたいと考えてございます。

また、庁内調整でございますが、福岡市総合計画、いわゆるマスタープランの改定に向けた新ビジョンの作成が、総務企画局で現在進められておりますが、このとりまとめで集約をされました有識者の意見や、将来人口予測の推計結果等についても、できる限り、私どものビジョンに反映をさせるとともに、その他の庁内計画、施策とも整合を図るべく、調整を行っているところでございます。

その他、先ほどご説明しましたスケジュールに書いてございましたとおり、福岡市議会及びこの環境審議会でのご議論、あるいはパブリックコメントでの市民の皆様方のご意見、こういったものをいただきながら、幅広く素案に反映をさせてまいりたいと考えてございます。

それでは、資料の「2-2」をお願いします。「福岡市新世代環境都市ビジョンの骨子案」について、ご説明をさせていただきます。

まず「はじめに」と書いてございますところに、策定の目的、位置づけを記載いたしております。これは先ほどご説明したとおりでございます。また、「環境都市づくり」ということで作っておりますので、対象範囲が下に図示してございますように、従来の環境分野の範囲から福祉や教育、ビジネス、観光等の社会経済分野にまで広がっております。なお、前提条件として想定をいたします2050年の経

済の姿、社会の姿につきましては表中に四角枠で記載をさせていただいております。

次にその下ですが、第1章では2050年までに福岡市を取り巻く外部環境がどのように長期的に変化するののかについて、様々な将来予測をもとに整理させていただいております。

まず、人口の減少と構成割合の変化についてですが、世界、それからアジアの人口は2050年まで増加する一方、日本は減少すると予測されております。なお、福岡市の人口につきましては、現在マスタープランの改定に向けた推計が行われており、この結果を引用させていただくため、現時点では空欄とさせていただいております。また、日本の高齢化率についても上昇すると予測されております。

次にその下の世界のエネルギー、食糧、水事情の変化という欄でございますが、エネルギー、食糧、水資源、こういったものの安定的な確保は非常に厳しくなっていくという予測もございます。その下は高齢化による医療費、社会保障費の増加ということで、高齢者比率の上昇によりまして現役世代の負担増などが予測されておりました、地域社会の活力の維持向上が課題となる可能性がございます。

一番下の枠は地球温暖化の影響の顕在化ということで、温暖化の影響で真夏日ですとか、大雨などの極端な気象現象が増加し、熱中症や都市型水害など、暮らしの安心安全への脅威になることが予測されております。次に右側の欄でございますが、GDPの変化について、経済分野におきましては、日本のGDPは横ばいでございますが、世界で見ると相対的に地位が低下するということが予測されております。最後に右下の欄、生物多様性の変化のところでございますが、2050年には人間活動による種の豊かさや生物の生育、生息種の減少も指摘されておりました、自然の姿の大きな変化が予測されております。

次に右のページ、第2章をご覧ください。第2章では第1章の「将来予測」などを受けまして、2050年に向けて福岡市に求められる社会的要請を、環境、社会、経済の視点から整理をさせていただいております。

まず環境面では2050年までに温室効果ガスを80%削減するため、エネルギーの需要・供給両部門で大幅削減することが必要であること。それから生物多様性の基本法に基づく「生物多様性国家戦略」ですとか、昨年10月、名古屋で開かれました、いわゆるCOP10で採択されました愛知目標、こういったものの達成に向けた、さまざまな主体との連携が求められていること。3つ目に、地域規模に最適な地域循環圏の構築が求められていること。4つ目に、地球温暖化に伴います気候変動への適応に向けて、自治体レベルでの取組みが求められていることなどが挙げられます。

次に、社会面では来るべき超高齢社会に備えたインフラ等の整備のほか、2つ目に書いてございますように、地域活動の担い手として、行政、住民、企業等のゆるやかな連携が求められていること。それから、グローバル化に伴いまして、国際競争力を延ばすための人材育成や教育の重要性が指摘さ

れていること。4つ目としまして、アジアの環境課題の解決に向けた国際貢献が求められているという事を挙げさせていただいております。

最後の経済面での社会的要請といたしましては、ヒト、モノ、カネの流れの倍増に向けたアジアとの連携、これは国の新成長戦略で書かれたものでございますが、アジアとの連携がますます求められているということ。それから、観光の多様化ということでいいますと、エコツーリズムですとか、ヘルスツーリズムなどの、いわゆるニューツーリズムの推進が求められていること。3つ目に、九州が一体となり、自立的な経済成長を遂げるために、福岡市が九州圏域、あるいは日本の経済成長のエンジンとしての役割を果たすことなどが求められております。

次に第3章では、環境都市づくりに向けた福岡市の内部環境としての強みと弱みを整理いたします。環境面ではコンパクトな都市構造等々、そこに書かせていただいているような強みがある一方で、弱みといたしまして風況に恵まれないことや、広大な遊休地が少ないなど、大規模な再生可能エネルギー導入の不適地であるということなどが挙げられております。

また、社会面におきましては、アジアに開かれた国際交流都市であること等の強みがある一方で、犯罪件数ですとか、あるいは交通事故の発生件数、こういった安全面で懸念があるということなどが弱みとして挙げられております。

それから、経済面では九州における商業の中心都市であるということなどが強みである一方で、支店経済都市として意思決定機能が弱いということなどが弱みとして挙げられております。

以上、1章、2章で明らかとなった外部環境の変化、それから第3章で把握をしました福岡市の強み・弱みを踏まえまして、裏面の第4章以下で福岡市の将来像と、これに向けた方向性を検討いたしております。

第4章では、2050年のふくおか、環境都市ビジョンの将来像ということで、「快適環境ショーケース都市として輝く、人と自然とアジアによかまち、ふくおか」というのをコンセプトに、九州の各地域と互いに連携協力しながら、住みやすい、住み続けたいと誰もが思う、快適環境を有するまちを目指します。さらに、こうしたまち全体の快適環境を、国内外に発信しながら発展することで、福岡に住む人、訪れる人だけでなく、地域の自然や九州全体、アジアの各都市にも貢献し続けることを目指しますということを、将来像として掲げさせていただきました。

以下、5本の柱で分野ごとにコンセプトを設定いたします。

第1の柱は低炭素分野でございます、「まちづくりと暮らしのゼロエミッション化で発展するまちふくおか」ということでございます。人々が意識することなく、エネルギー消費量が大幅減少している省エネ型のまち、原子力や火力発電など、大規模集中型だけではなくて、自律分散型のエネルギーシステムによる防災・エネルギーの安心安全都市として評価されるまち。3つ目に、太陽光、風力

を中心に再生可能エネルギーの導入ノウハウが、アジアの都市づくりにも活用されているまち。4つ目に、だれもが安心、便利に移動できる低炭素型の交通網が構築されたまち、これらを目指してまいります。

第2の柱としては生物多様性の分野でございまして、「豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市ふくおか」でございまして。具体的には豊かな水産資源の恩恵により、食文化が継承され、貴重な生物や固有の文化等が保全されているまち。里地・里山の大切さを皆が理解し、自ら保全に取り組むとともに、近郊のまとまりのある森林では、市民が気軽に楽しみ、生物多様性を学ぶ場となっており、河川では源流部から河口部まで清らかな水が流れているまちを目指すことといたしております。

第3の柱は循環の分野でございまして、「大事に使う、とことん使う、スマートコンシューマの住む循環のまちふくおか」でございまして。スマートコンシューマというのは、まだ定着してないかもしれませんが、賢い消費者という意味合いで使わせていただいております。モノを大切に使う精神が根づき、モノを長く大切に使う文化が次世代に受け継がれ、ごみや水、都市の中に散在する有用資源を再資源化・再利用、エネルギー利用でとことん使うまちを目指すことといたしております。

第4の柱が快適環境ですとか、気候変動適応分野でございまして、「気候変動にも適応した、安全安心快適なまちふくおか」でございまして。具体的にはヒートアイランドですとか、大気汚染物質、黄砂対策など、市民の暮らしの安心・安全にかかわる課題は、ほぼ克服され、次世代まで住み続けたいと市民が思うまち。そして、気候変動への適応に先行的に取り組むまちを目指すことといたしております。

第5の柱は、人づくりの分野でございまして、「環境を守り、社会経済を発展させるアジアの人材を育てるまちふくおか」ということとございまして。具体的には環境都市づくりをここで学べ、人材が国内外に貢献するまち、また、環境を守る人づくりで、社会や経済が発展するまちを目指すことといたしております。

次に第5章では、先ほど言いました第4章の将来像を実現するための取組みの方向性と、概ね5年から10年以内に着手したい重点分野を記載させていただいております。取組みの方向性の1つ目の低炭素分野としましては、4つ書かせていただいておりますが、インフラ整備による徹底した低炭素構造のまちへの転換をすること。2点目としては、集合住宅、賃貸住宅、非常に福岡市は多いということで、これらへの集中的な高効率機器の導入を促進するということ。3点目の方向性としては、エネルギー防災拠点の整備などによりまして、自律分散型のエネルギーシステムを構築していくこと。4点目としましては、人口動態に合わせた機能的な都市機能の維持と、低炭素型の交通を実現するという方向性を書かせていただいております。

2つ目、生物多様性の分野の取組みの方向性としたしましては、1点目としては生物多様性や、その恵みに関する、まずは市民の皆様に認識をしていただくという、その認識の社会への浸透を進めていくということ。2点目としては、開発に伴う緑被率の向上ですとか、自然再生への誘導などによる生物多様性の保全を図っていくということ。3点目の方向性としては、生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用を図っていくということでございます。

3つ目の分野の循環の分野の取組みの方向性としたしましては、2つ書かせていただいております、レアメタルですとか、バイオマスなどの有用資源の全量回収や活用、こういったことなどによる資源循環型社会の構築を進めていくこと。2点目としては、ごみですとか、水処理、資源活用技術、こういったものに係わる人材育成を進めていくということでございます。

4つ目の分野であります快適環境、気候変動適応分野の取組みの方向性としたしましては、大気汚染物質や黄砂対策を中心とした、快適環境の確保を進めていくこと。そして気候変動による都市型水害、渇水、熱中症などの暑熱等対策の強化など適応策の主流化や、その計画の策定を進めていくことでございます。

最後の分野、人づくりへの分野の取組みの方向性としたしましては、環境のまちづくりを学び楽しむ拠点の整備や、大学連携による次世代技術のマネジメント人材の育成など、人材育成や交流の拠点づくりを進めていくこと。2点目として、環境まちづくりをパッケージ化しまして、アジアへのビジネス展開を進めていくことを、取組みの方向性とさせていただきます。

最後に第6章といたしまして、これは現在まだ検討中でございますが、こういった第4章に掲げた2050年の将来像の実現に向けた、短期、中期、長期のロードマップをここでは盛り込む予定とさせていただきます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。50年、正確には40年先ということですが、2050年の中長期を見通した福岡市の都市ビジョン、環境面から見た都市ビジョンをつくってみようというご提案でありまして、現段階ではまだ骨子案というところまでしか出来てないわけですが、今日はその考え方を説明いただき、またスケジュールについても説明いただきました。

詳細は素案ができましたところで、また改めてご議論をいただくということにしたいと思います。これは特別に委員会をつくってやっているというよりも、行政が自ら努力して作られるという計画のようではありますが、今日はこの後、さらに生物多様性についてしっかりと時間を割いてご意見をいただきたいと思いますので、本来ならこういうテーマは面白いので、お一人、お一人に発言をいただきたいという気持ちですが、ちょっとその時間はとりづらいと思います。

今日限られた時間ですが、ご意見をいただき、さらにまた、持ち帰っていただいて、よくご覧いた

だいて、こういう点はどうかというようなことがありましたら、これから数カ月かけて、事務局が素案をまとめていくということをやりますので、ぜひ参考になるご意見をお聞かせいただき、また、審議会の委員の先生方には極力事務局から伺って、個別にお話を伺うということになろうかと思えます。そういう前提で、今日が最後のチャンスということでございませぬが、何かコメントなり、ご意見なりございましたらどうぞ。

○委員 2点、ご検討いただきたいというお願いがあります。地域ビジョンの場合に地域固有の問題と、他から影響を受けて、福岡市が考えないといけないというか、考えてあげる問題の2種類があるかと思えます。この中に挙がっているのが、例えば気候変動のように世界的な問題と、それから日本の国としての問題、そこから飛んで市のレベルまで来ているんですけども、九州、あるいは福岡県の動向に対して、福岡市がどう対応した方がいいかという見方があるかと思えます。

例えば2050年の北九州市の人口予想は、今97万ですけど、54万ぐらいに落ちることになっています。そのときに県の中の構造が、いろんな港の構造にしろ、いろんなところが動いてきたときに、それに対して福岡市はどうするかというのが、ビジョンの中に少し考慮事項として入っていてもいいのではないかというのが、第1点です。

第2点は、インフラの作り方のところですけども、例えばいろんなものをつくるときに、法定耐用年数というのが決められておまして、コンクリートの構造物は大体50年です。今回2050年で40年しかありませんので、それを全部超えてしまう、今作っているのは超えることになる。もう一つは建築なんかの100年住宅というのがあって、それが今、あちこちに建てられると、その50年より、もっと2100年ぐらいの話が入ってくる。というときに、事前のコントロールがある程度要るのではないか。そういう意味で、それが時間軸の中でのビジョンの作り方と、いわゆる現行制度とのマッチングをしていただけると、このビジョンが非常にリアリティーの高いものになってくるというふうに思えます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。大事なご指摘をいただいたと思います。多分、事務局も同じようなことを考えていて、ロードマップと書いているところが、多分、近未来のところにつながってきて、そのビジョンを作って、近未来の施策も書いていきたいと、こういうことのようなので、その趣旨は今のご指摘と一致すると思います。

ただ、北九州市との関係という点は、必ずしもこれまで十分に議論されてきていませんので、これは一度、北九州市にヒアリングに出向くとか、あるいは県に出向いてヒアリングをすることかということもやってみる必要があるかもしれません。住み分けと役割分担というのがあると思えますし、この中

に十分できていませんけれども、将来、九州全体の人口が減っていったときに、多分、福岡も減るんでしょうけれども、福岡は今までと違って、他所から支えてもらう地域になるのではないかと。

例えば、食糧とか、色んなものについては、他所から支えてくれなければやっていけない地域である。その認識を明確に持つべきだということは、議論の中でこれまでもやられてきている。これはどちらかというと、何となく福岡が中心で、皆を引っ張っていくような書き方をしておられますが、支えてもらわなければやっていけないという認識が必要だということは、既に議論されていますから、それとの関係で、連携・協力ということを北部九州においてどうするか。委員のご指摘ありがとうございます。どうぞ、他にございましたら、お出しただけませんか。

○委員 先ほど会長が市議会の方には後でと言われていたんですけども、一つですね、資料「2-2」の第3章で、「福岡の今」というところで、強みを伸ばし弱みを克服～というところで、我々の立場、今日は環境という立場からいえば、これは内容を見ると「強み」と「弱み」という言葉があって、環境の場合、強みは当然伸ばして弱みは克服していかないかんのだろうというのは分かります。分かるけれども、こういうふうに対比をして、社会と経済から見た強みと弱みを書いた場合に、弱みは弱みであっていい部分と、強みはもっと伸ばしていくというか。

例えば金米糖ってあるじゃないですか。出っ張っているところと凹んでいるところ。ある人から言われたことがあって、「金米糖は出っ張りがあるけん、いいたい」と。凹みは凹みであったほうがいいと。それだから「金米糖たい」と。例えば出っ張りがなくなったら、ただのアメになるやんかと。そういうふうな施策であるんだったら意味がない、強みが伸びてない証拠だと。埋めて大きなアメ玉になるのだったら、このビジョンというのは非常に意味があるものだと僕は思っています。

だから環境の場合は、先ほど発言がありましたが、環境にしても、例えば黄砂の影響の顕在化なんて言ったら、福岡市だけで考えるべき問題ではなくて、他国からの影響というか、どことは言いませんけれどもそういったものもあると思うので、だから福岡ができるものをきっちりやって、できなかったらできないで、他の自治体であるとか、国だとか、そういったところと連携するというのが非常に必要だと思うのですが。今言ったように、僕が言いたかったのは、強みを伸ばし、弱みを克服するという点に関しては、その弱みは弱みで持つておかないかん部分、必要な部分もあるということだけを考えていただいて、ここに書いてあるように第3章で把握した本市の強み・弱みを踏まえるだけ。だから克服できない分はできないで、ある意味、福岡市の特徴というか、ここがあるけん福岡市よと。例えば屋台とか、今、結構問題になっていますよね、衛生面で言ったら。それは店舗と比べたらちょっと違うと思いますので、そういうところを考えると、ぜひそういうところを加味していただきたいということだけです。すみません。

○会長 はい、ありがとうございました。

○委員 資料「2-2」の第2章です。例えば経済のところですが、3点述べられていますが、今から40年間、ヒト・モノ・カネの流れの倍増に向けてと。これは今の福岡市の現状からいくと、それが展望できるのかどうかという点の一つあるというふうに私は思います。

それで、ここで3点述べられているけれど、先ほど会長からもお話がありましたが、どちらかというと外からの働きかけに依拠しているのだと思うのですね、この概念は。今、市長が一生懸命、観光を強調しておられますけれど、観光はある面では水物だと。どこの都市もやはりそれぞれの都市が持っている長所、観光的な面での長所は、それぞれやはり頑張るんだと思うのです。そういう中で福岡にそれだけの価値観が上がるのかどうかという点は、なかなか大変だなという気がする。

私はもう一つの視点として大切なのは、市民の活力、この福岡市としての経済の活性化、社会の活性化、この視点がやはり中期・長期を展望した場合に必要なではないかと。その点がちょっと今日の資料では見づらいというのが1点ですね。

それから財政の裏付け、財政的な面から、環境の問題ですから、なかなか関わりは難しいところかもわかりませんが、私は今の福岡市の状況からすると、大阪市が今後どのような財政運営をやるのかわかりませんが、大阪が大きく改善されると、残念ながら福岡市は政令市の中では借金残高が一番高い水準の都市として残るのではないかと。

先ほどどなたかおっしゃたように、市民の暮らしに関わる福岡市の施設が、建物にしても、下水的なものにしても更新期です。もちろん環境的な視点からも、その更新期に対応していくことは大切だと思います。省エネルギーとか、低炭素とか、いろんな角度から。その場合に、福岡市の現在の財政という視点から、大体10年、20年、30年ぐらいの起債、市債の動向が見えてくると思うのですがね。この点、マスタープランがどういうふうな分析をされるのか、ちょっとわかりませんが、この視点からも 私はここで提起されているものは非常に踏み込んだ、そして大切なポイントが数多くあると思うのだけど、その2点について、ちょっと分析する必要があるのかなという気がしますので、意見として述べておきたいと思います。

○会長 ありがとうございました。他にございましたら、どうぞお出しください。いかがでございましょうか。特にございせんか。それでは先ほどお願いしましたように、この骨子案については今後さらに検討が進められてまいりますので、どうぞお気づきの点については、今のご発言のような形で事務局の方にお出しいただき、また、事務局からご意見を伺い上がったときには、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、一番中心議題としたい「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」ということでありませんが、これにつきまして事務局から説明をいただきます。

（３）生物多様性ふくおか戦略（仮称）の策定について（報告）

●事務局（環境調整課長） 「生物多様性ふくおか戦略」につきまして、ご説明させていただきます。本年３月に「生物多様性ふくおか戦略」策定委員会を設置しまして、生物多様性の地域戦略の検討を進めてまいりました。この度、中間とりまとめが終わりましたので、ご説明させていただきます。

資料「３－１」をお願いします。

まず、１の「生物多様性ふくおか戦略」の趣旨でございますが、平成４年に生物多様性条約が採択され、平成20年に「生物多様性基本法」が、平成22年には「生物多様性国家戦略2010」が策定されております。生物多様性基本法において、地域戦略策定の努力義務が規定されておりますことから、今回の策定を進めることとしたものであります。

「２ 位置づけ」でございます。

本市の生物多様性のあり方を考え、将来にわたって生物多様性の恵みを持続的に利用するため、地域ぐるみの行動計画を策定し、本市の活力維持、向上に資するための長期的な戦略とするものでございます。

「３ 戦略の期間」でございます。

多くの生き物が複雑に絡み合い、構成されている生物多様性を維持向上していくためには、大変長い時間が必要であると考えられます。そして、上位に位置づけられております「生物多様性国家戦略2010」が、「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づきまして策定されていることを踏まえ、本市の戦略につきましても、期間は100年間とし、当面、10年程度の取組みを行動計画として定めております。

「４ 策定スケジュール」でございます。

今回の審議会でのご意見・ご指摘に基づきまして見直しを行い、関係機関、庁内調整を進め、２月を目途に、素案としてとりまとめることとしております。素案を確定し、議会報告後、パブリックコメントを行い、第６回の検討会を経た後、策定することとしております。

右側のページでございますけれども、「生物多様性ふくおか戦略策定委員会」の名簿をお示ししております。生物多様性戦略策につきましても、内容が専門的かつ広範囲にわたりますため、今回は自然分野だけではなく、経済分野などの専門家の方、また、本市で自然活動をされているNPOの代表

の方などにも委員にご就任いただいております。

6でございます。戦略策定に関する経過をお示ししております。今年の3月に検討委員会を設置いたしまして、11月までの間に、検討会を5回開催しております。この中で、生物多様性にかかる本市の課題でございますとか、将来像の策定、方向性などにつきまして、ご意見をいただいております。また、併せまして、各主体、市民の方、事業者の方の活動の現状把握でございますとか、策定後の推進、進行管理のために、NPOの方など市民の方を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。

資料「3-3」、「中間とりまとめ」の1ページと2ページをお願いします。

概要のほうをご説明させていただく前に、生物多様性につきまして、簡単にご説明させていただこうと思っております。1ページ目、生物多様性とは何かということでございますが、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という、3つの多様性がございます。

生態系の多様性でございますけれども、1ページの真ん中のほうに写真を示しておりますが、背振山のような森林生態系、玄界灘や博多湾などの海洋生態系、干潟や砂浜などの沿岸生態系など、多様な生態系が存在しております。これらのことを踏まえまして、生態系の多様性と申しております。

次に種の多様性でございます。写真を4枚示しておりますけれども、これは和白干潟に様々な種類の鳥が飛来している様子でございます。今津干潟や和白干潟では大体、毎年100種類前後の鳥類が確認されております。多様な種類の生物が生息していること、これを種の多様性と申しております。

3番目は遺伝子の多様性というものでございます。同じ生物種でございますけれども、遺伝子による違いがあること。要するに生き物は環境の変化に対応する力を蓄えておりまして、例えば潮干狩りのアサリも、ここに写真も載せておりますが、様々な模様や形をしております。これも遺伝子の多様性の一つでございます。

2ページをお願いいたします。

生物多様性がもたらします様々な恵みでございますが、この「恵み」のことを生態系サービスと呼び、供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービスの4つに分類しております。

まず供給サービスでございますが、食料、燃料、水など、我々人間の生活のための資源を供給するためのサービスでございます。本市の魅力の一つでございます多様な食文化、写真には博多の郷土料理を載せておりますけれども、「おきゅうと」や「ゴマサバ」なども供給サービスに支えられているものでございます。

次に調整サービスでございます。例えば森林に降りました雨でございますが、こういったものが土壌に浸透いたしまして、洪水や渇水を緩和しているものでございます。このように環境を制御するサービスを調整サービスと呼んでおります。

次に文化的サービスでございます。紅葉狩りでございますとか、潮干狩り、精神的充足を与える様々なレクリエーションの機会などを与えるサービスでございます。例えば祭りなども文化的サービスに含まれます。

最後は写真がございませんが、基盤サービスでございます。これは植物の光合成による酸素の生成や、水循環などが基盤サービスに当たるものでございます。

資料「3-2」をお願いします。

「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」と書いておりますが、中間取りまとめ〔概要〕ということでまとめたものでございます。まず、全体構成の考え方を示しております。

序章として「戦略のねらいと位置づけ」でございます。

第1章で「福岡市が目指すべき姿」、第2章で「行動計画」、第3章で「行動計画の効果的推進」としております。本日は示しておりませんが、「資料編」として「生物多様性の現状」を別途とりまとめております。

まず、第1章の「福岡市が目指すべき姿」でございます。

戦略の理念ですが、生物多様性基本法では、生物多様性国家戦略を基本としておりますことから、「生物多様性国家戦略2010年の理念」というものがございます。これは本市も同じということで、本市の生物多様性の戦略の理念として位置づけているところでございます。

次に、戦略の目標でございます。

全体目標ですが、『市民が多様な生き物とその生息地である自然環境の保全・再生・育成に取り組み、百年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市「ふくおか」』としております。

次に地域別目標を掲げております。まず「海洋域」、「島しょ部」、そして沿海部は「自然的地域」と「中心市街地・港湾地域」の2つに分かれています。

内陸部は、「市街住宅地域」、「里地里山・田園地域」、「山地・丘陵」の3つに分かれており、それに「河川部」を併せて、以上8つの地域に区分しております。個々の地域別目標のところには、それぞれの代表的な目標とする姿を示しており、資料右上の絵でございますけれども、それぞれの地域区分ごとのイメージ図を掲げさせていただいております。

「資料3-2」の3枚目、左側をお願いいたします。

まず、本市の生物多様性の現状と課題を把握し、基本的方向を導き出すために、福岡市の特性、自然環境調査、環境を取り巻く諸条件を材料にいたしまして、SWOT分析という手法を用いて分析を行い、生物多様性の強み、弱み、機会、脅威のバランスを見たものでございます。

このSWOT分析でございますが、これは組織のビジョンでございますとか、戦略といったものを

企画立案する際に利用されている現状分析手法の一つでございます。今回、課題解決型の方向性だけではなく、やはり福岡市の強みが発揮できる方向ということを重視した方向性を示すために、SWOT分析という手法を用いたものでございます。

まず生物多様性の保全についての分析でございます。本市には先ほどもお示ししましたとおり、身近に多様な生態系が多く残っており、また、市民の方、事業者の方など、生物多様性に関する取組みのニーズが非常に高くなっております。これらのことから、生物多様性の保全に向けたポテンシャルは高いということで分析しております。

次に「生態系サービス」の分析を4つ挙げております。本市の場合、やはり都市化が非常に進んでいること。森林、農地生態系の減少、市民の方の生活スタイルの変化などから、供給サービスの食料等、調整サービスとして洪水抑制、それと基盤サービスとして酸素を生み出す能力などのポテンシャルは低いと考えております。これらの生態系サービスにつきましては、成長の阻害要因とならないように、改善強化が求められると考えております。一方、やはり福岡の場合、新鮮でおいしい食べ物が豊富で、市民のニーズも多いため、生態系サービスでも文化的サービスのポテンシャルは高いと分析しております。生物の多様性の保全と同様に、成長の牽引役になるものと考えております。

今回、把握いたしました持続可能な成長につなげる上での、本市の生物多様性のポテンシャルを踏まえまして取組みを進める際の基本的な方向を定めました。

「3-2」の1枚目をお願いします。まず、この戦略の特徴として、既に策定されております他都市の地域戦略は、自然環境の保全計画的な色彩が非常に強くなっておりますが、本市の戦略の場合、SWOT分析をもとに環境の保全だけではなく、ポテンシャルの高い生態系サービスを生かすという方向性でございますとか、ポテンシャルの低い生態系サービスについては改善強化するという方向性など、5つの基本的な方向性を導いております。

生物多様性の保全と持続可能な利用を基本的な柱として、本市の特徴的な文化を生かして強みを伸ばすこととしております。市内の取組みだけでは改善・強化できない、供給サービス、調整・基盤サービスなどにつきましては、多様な主体でございますとか、地域との連携によりまして、その弱みを補っていくこととしております。

また、自然や食文化など福岡の魅力が生物多様性に支えられているということ、この認識を促し、社会に浸透させていく、こういうことを目的としております。特に当初の10年間でございますが、生物多様性に支えられているということの重要性を、広く社会に浸透させていくということを第一の目標とさせていただいております。

次に基本的方向、施策の方向性でございます。

基本的方向「1」でございますが、生物多様性やその恵みに対する認識の社会への浸透でございま

す。施策の方向性といたしましては、生物多様性を理解し、行動できるように社会に浸透させるということと、生物多様性の重要性を認識できる人や事業者などを支援することとしております。この社会への浸透の中には、当然、福岡市役所の庁内における計画、事業への生物多様性の視点の追加、即ち、内部目的化というの也被まされております。

基本的方向「2」でございます。人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性を保全するということで、施策の方向性といたしましては、福岡の多様な生物の生息環境を守るとともに、山・川・海のつながりを確保することなどとしております。

基本的方向の「3」でございます。ここでは生物多様性の持続可能な利用を挙げております。福岡の都市構造を生かしまして、生物多様性に配慮したまちづくりを推進することなどを、施策の基本的な方向としております。

基本的方向「4」は「文化」、「5」は「連携」をキーワードとして、それぞれの視点から施策の方向性を整理しております。

次に第2章「行動計画」でございます。

行動計画の考え方ですが、本戦略は生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで、本市の魅力を増進するという観点から、行政、まちづくりの基本的方向性を示すものでございます。生物多様性はこれまで様々な形で行われてきました環境行政と関わりがあるとともに、それらの施策と課題を同じくするものでございます。本市の戦略の2つ目の特徴でございますが、戦略策定を受けまして、新たに施策を展開していくというものではなく、各分野、今まで農林部局といったところが進めてまいりました環境行政に関連する施策を生物多様性の視点で横串を刺しまして、一体的な取組みとしていくことといたしております。

これには基本的な方向「1」の社会への浸透の第一歩といたしまして、行政内の各分野の取組みの中に、生物多様性の考え方を浸透させるということが重要であると考えております。具体的な取組みでございますが、本市の生物多様性に関わる様々な取組みを体系的に示す意味から、戦略の基本的方向の枠組みに沿いまして、例えばエコパークゾーン環境保全創造計画に基づく整備と一体となっております野鳥公園、こういったものの整備にあたりましては、生物多様性の観点も視野に入れた検討を進めていくということとしております。

一方、既に取り組みまれております施策以外でも、例えば大学教育における環境教育プログラムの導入、充実につきましては、本戦略の実現に向けまして、新たに取り組みむ必要があると考えており、こういったものにつきましても新たに施策として追加していくことを考えております。

第3章といたしまして、「行動計画の効果的推進」ということでとりまとめております。本戦略の目標を実現するためには、行政だけではなく市民の方、事業者の方、NPOの方といった各主体が共

同して取り組むことが重要であり、それぞれの役割や取組みが期待されているところでございます。

まず行政の役割でございますが、本市の様々な取組みを生物多様性の視点で体系化、提示することでございますとか、市民、事業者、NPOなど、各主体の取組みの先導役になりまして、支援を図っていくということを考えております。また、各種情報の収集や情報発信の拠点となっていきたいと考えております。

次に市民に期待される役割でございますが、生物多様性について、やはり日々考えていただくこと。また、一人一人が取り組んでいただくこと等としております。

事業者期待される役割でございますが、事業活動と生物多様性の関わりを把握するように努めていただくこと。また、生物多様性に配慮した事業活動に努めていただくことなどを挙げております。

NPO等、活動団体に期待される役割でございますが、地域の生物多様性の保全活動の牽引役、市民の方の理解を広め、すそ野を広げるなどの役割を担っていただくということを期待したいということで、とりまとめております。

大学等の研究機関に期待される役割でございますが、国内外のネットワークによる連携でございますとか、情報の蓄積・提供の機能と、学校などとの連携によります学習支援などの役割というものが期待されるということで、とりまとめております。

進行管理でございますが、「ふくおか戦略」の目標の達成につきましては、やはり個別の取組みというものを推進していくこと以上に、その進捗のバランスというものが重要となっております。これらの基本的な方向性ごとに取組状況を評価いたしまして、その評価結果に基づき、方向別の遅れでございますとか、新たに必要となる方向を検討いたしまして、全体として長期にわたってバランスを維持しながら、生物多様性のポテンシャル、福岡市自体のポテンシャルというものを高めていきたいと考えているところでございます。そのため、この戦略策定後、評価指標、福岡市の生物多様性の現況はどうであるかという評価指標等の作成を行い、取組状況を評価しまして、情報の提供を行うなど、定期的な進行管理を確実に行うこととしております。

そして推進体制でございますが、行動計画を効果的に推進し、目標を達成していくためには、やはり市民の方、事業者の方、NPOなどの方との連携が非常に重要になってまいります。このため、市民、事業者、大学等研究機関との連携を図り、情報集約、発信の場としての機能を持つプラットフォーム等でございますけれども、こういった拠点の整備を行っていきたいと考えております。

最後に、庁内推進体制でございますが、市民・事業者・NPO・学識経験者等で構成する会議、これは具体的なものはこれからでございますが、進行管理はしっかりと行っていきたいと考えております。

以上で、「生物多様性ふくおか戦略」の概要の説明を終わらせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。少し時間をかけてご説明いただきましたが、これは環境計画のような行政計画、何をやりますということを書く計画というよりは、もうちょっと抽象度が高くて、100年先を目指してビジョンをしっかりと立てると、あるいは方向性を示すということです。

ですから、これを実際には、また個々の行政計画の中にどう反映させるかということをお個別に考えていただくという作業が庁内的にも必要になるかと思えます。そういうものでありますので、上位計画、下位計画とかといったような位置づけよりも、横に並んでいてどこにでも入ると、そういう感じのものだをご理解ください。そこで名前も「戦略」という名前が使われている、こういうことだと理解をいただければと思います。ですから、ここに具体的に何をやるのかということが細かく書いてあるということでは、必ずしもありません。国の戦略についても、ある程度そういう面があります。

それから、各区分に何をやるというような区割りは、当然ですから今のような位置づけからいうと出てまいりませんので、戦略の目標についても、むしろ地域の生物多様性から見た特徴をとらえて、沿岸部というような書き方をしていますけれども、これは具体的にどこがその区域に当たるのかということについても、大まかにイメージすることはできるにしても、必ずしも地図の上でどこに線を引っ張って、どこが何だということが言えるとは限りません。

これ、もしできたときに全国的に注目を受けるだろうと思っていますのは、福岡市は小呂島まで市域に含まれておりますので、小呂島に至るまでの海域は全部、福岡市の区域だと考えることもできるわけで、福岡市には広い海洋部があるぞというように考えて、そこまで書いてみる。これは他所にはない発想なので、こういうようなことも入れてみたということでもございました。

とりあえず、生物多様性の考え方の社会への浸透ということを中心に置いているのは、まだこういう考え方は十分に行政担当者の頭の中にも入っていないであろうし、市民の方々にも十分、頭に入っていないだろうというようなことでありますので、まずはそのことをしっかり認識していただく。しかし、ただ認識するということだけだと、単にお勉強ということに終わってしまいますから、それだけでは駄目なので、それが社会に浸透していくということを目標にしていくということの方が、学んでください、知ってくださいと言うよりも、もっと強いメッセージになるだろうと考えたので、このように「社会への浸透」ということが書いてあるわけです。これは生物多様性国家戦略の中に同じことが書かれていて、それと同じような発想でこれを書いたと、こういうことでございます。

それでは、審議会としてご議論をいただく機会、この件に関しては余りありませんので、今日は十分にご意見をいただきたいと思っております。ただし、戦略策定の委員をお引受けいただいた委員にはもう十分にご意見をお述べいただいているはずですから、委員でなかった人のご発言を優先したいと思いますが、しかし、それでは恐らく収まらないでしょうから、まず補足的な説明を、策定委員の立場でいただきたいと思えます。どうぞ。

○委員 この生物多様性というのは、言葉がなかなか理解されにくいということがありまして、我々、野鳥を見ることが多いのですが、野鳥だけではなくて昆虫観察など、いろんなことをやっているのですが、福岡って 147万人も人口がいて、標高1,000mを超えるところから島までであるという、いわゆる環境の多様なところで、この結果として生物が非常に多様だという、それは福岡市の持っているものがすごく大きい財産だろうというふうなことで、じゃ、100年後の夢を語ろうではないかということで、私もこの委員会に加わったという次第です。

いろんな方からいろんな意見を聞いて、改めて福岡の生き物の多様性というのは、なかなか捨てがたいなというふうに感じています。一つだけ情報としてお教えしておきたいのは、野鳥の会が全国一斉に、朝5時から夕方5時までの12時間で鳥を何種類確認できるかという競技を、昔、何回かやりまして、福岡の支部が5回出て1位になったのは3回ですね。2位になったのが1回。4位になったのが1回という。

ですから全国的に見て、いわゆる生き物を見るという点において、147万人もいて、こんなに生き物が多い都市というのは、福岡というのは本当に恵まれているなという、そういう気持ちをぜひ市民の方にわかっていただきたいという、そういう気持ちで、今、委員会に出ています。

○会長 ありがとうございます。それではどうぞ。

○委員 私は東京から福岡に来たのですが、今日ご説明なかったのですが、資料編というのが、実はいろんなデータが入ってまして、やはり外から来た者としては、この資料編にいろんなことが書いてあるので、福岡を知ることについて非常にいい資料だと思います。もちろん戦略のほうも大変重要ですが、ちょっと目立たないですが、これを機会に資料編をまとめられたところは、非常に価値があると思いますので、その辺をぜひ強調したいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。申し訳ないのですが、余り分厚いので、特に興味をお持ちの方は、直接事務局に言っていただければ、すぐお届けに上がると思います。

それでは、ひとあたり、ご説明はこれで終わりでございます。これから約40分は取れると思いますから、ご自由にご意見をいただければと思います。それでは左から順番に回っていただきます。

○委員 お尋ねしたいのですが、ちょっと私、心配しているのは、生物の多様性ということで、先ほど福岡市の特徴点を説明いただいたのですが、人工島に野鳥公園ができますが、その野鳥の場合に、いわゆる陸鳥と海鳥、これが多様性という概念で共存共栄できるのかということと、その海鳥を保全

していくために野鳥公園のあり方ですね、これは福岡市にとって重要な、野性生物を保全していく上で、私は大切なのではないかと。

まだ計画されておりませんが、野鳥公園の姿がまだ見えてこない。規模とか、どういう施設整備になるのか。湿地帯として保全されるのかどうか。そういうのが見えてきませんので、その陸鳥と海鳥の関わりと野鳥公園ですね。この辺について、後ほどでも構いませんが、ちょっと示唆をしていただくと助かると思います。

○会長 ありがとうございます。それではこの点はひととおり一巡して、後でまとめて必要なことをお答えさせていただきます。

○委員 専門外なので、ちょっと的外れと思いますが福岡は確かに全国的に見ても非常に恵まれているなど。いやな言い方をすると、何も100年前からこういうことを考えなくても、ここまで守れたのだからという言い方もあるわけですね。

だから、このままの100年だと大変だよと。それぐらいの状況に福岡が今なりつつあるということですが、今、説明を聞いたときに、国がやったから、それに連動してという、どっちかといえば消極的な感じですね。今言われたように全国の中でもピカイチの恵まれた140万の中でというのだったら、このままでもひよっとしたらいいかもしれないという見方もありますけれども、このままだったら、もう50年、あるいは20年先にはという危機感がないと、社会への浸透というのはほんとうに可能かなというのが1点です。

もう1点は、最後にこれをコントロールするプラットフォームというのは大賛成なんですけれども、もう少し全国に発信できるようなエリアであれば、何か博物館的な、そういうもう少し専門家を育てるとか。どうしても我々素人は、言われて初めて鳥の名前とか植物の名前がわかるようで、なかなか今ひとつ、専門家に聞かないとわからないということが結構あるものですから、そういうのを何か、それ同様の機能をもう少し、今後具体化されると思いますが、そのあたりをお願いしたい。

○委員 生物多様性がもたらす恵みというお話がありましたが、確かに福岡市には、非常に食べ物としても、自然のおいしい物がありますけれども、逆に産業という立場から見たときに、農業、林業、そして水産業、福岡市の方はほとんど水産業は無いのかもしれませんが、そういったところがいろんな社会条件の変化で、田んぼとかがなくなってきているとか、そういう変化の方が生物多様性に与える影響というの、かなりあるかと思えます。

前々から議論がありますけれども、干潟そのものを保全するという考え方と、野鳥公園として整備

するのがいいという考え方。私は個人的にビジョンといいますか、戦略として設定するときに、学術的、あるいは自然環境としてどちらが望ましいかということについて答えを持たないのですが、そのあたり、何かお考えがあったらお聞かせいただきたいという2点です。

○委員 専門と大分違う分野なので、余り大した意見は言えないのですが、自分の身近に、こんなに自然豊かな環境があるにも関わらず、ふだん自分が余りにも自然に関わっていないなと改めて感じさせられました。私のような人がたくさんいると思いますので、こういう資料とか、いろんな情報が一般に行き渡るようになって、一般の人たちが生物の多様性の重要性を認識できるようになればいいなと思います。

もう一つは、余りにもたくさんあり過ぎると、福岡市の特徴とか、あるいは「売り」とかいうのはどれなんだろうとか、そういう視点を強調するのも必要かなという気がいたしました。

○委員 余りにも使われている言葉がキラキラして、言葉が飛んでいるというのか、踊っているというのか、私の感覚でなかなかピンと来ない。こういうことをいろいろやっていくことは大事なことだと思うのですが、気になるのは、あるとき、分野は違いますが、水墨画の発表会をしようというときに福岡市美術館が使えず、アジア美術館に相談に行ったのですね。アジア美術館でちょっとスペースを貸してくれという話をしたら、「日本の水墨画展はちょっとアジア美術館では」と言うので、「アジア美術館って、日本人はいつからヨーロッパ人になったんだ」と。「ああ、そうですね」ということで使わせてくれましたけれども、どうも人間が他の生物と違うという意識が、全般的に非常にちりばめられているような気がするんです。

私ども政治の場において、市民の生存の多様性、あるいは生命の連鎖、生活の連鎖、全国の都市の都市間の生存、多様性、その連鎖など、いろんな切り口が命の連鎖にはあるのですが、一貫して人間が他の生物と対比されているような、文章というか、言葉の使い方がちょっと気になっています。

我々は800万とも900万ともいわれるスペックの1種類にすぎないわけであり、必ずこの大自然のいろんな影響というのは、人間も確実にその生命において受けるわけですね。ちょっとそこあたりの真意が、どうも言葉が飛んでいる。かつてバブル前後の都市計画のときにも、都市計画の専門用語か何か、時代を先取ったような言葉をどんどん使っていたが、現実、経済がダウンしてくると、そういった言葉は色あせて、都市計画で描いた夢なんぞ何も残っていないと。そういうことにならないように、腰を据えて検討・勉強すべきだなという感じを、ちょっと持ちました。大変張り切って頑張ってくれている若い職員には申しわけないですが、そういう感じを抱きました。

○委員 全体的な感想ですけれども、生物多様性って、さっき委員が言われたみたいに、確かにちょっとわかりにくいのですけれども、ある程度聞いていましたので、理解はしているつもりなのですが、何か今回でき上がっているものが、とてもきれいな感じがするんですね。

本当はもっと100年というスパンで考えると、危機感があつていいんじゃないかという気がするんですね。全体的な作りがそういうふうになっている。だから「強み」とか、「弱み」とありましたけれども、私はこの表現はこの生態系には合わないなという気がするんですね。

ですから、100年スパンで考えたときに、福岡の自然環境を考えたときに、どういうところが問題になってくるのか、どういう危惧があるのか、もっと強く出してもいいのではないかなと思います。

2点目ですけれど、もう一つ気になるところは「生物多様性の恵みに支えられて」とか、供給サービス、文化サービスという言葉が随所に出てくるんですけれども、実は消費者から考えたときに、福岡市内で生産されているもの、消費じゃなくて生産ですね。福岡で生産されて供給されているものというのは、本当にどれぐらいあるのだろうかということです。

福岡は食べ物が非常に豊かと言われてはいますけれども、外から入ってきている物がたくさんあるわけですね。ですから、もうちょっとこの辺は農水産分野かもしれませんが、福岡の供給の現実をしつかりとらえた上で、これを本当に守っていくため、地産地消ということを考えていくためには、どうすればいいのかというような視点がないと、きれいな言葉で「恵みを受けています」とか、そして「福岡は非常に豊かです」というふうに言われても、ちょっと私たちにはピンとこないなと思います。以上、2点です。

○委員 専門ではないので、どこを向いていいか迷うのですけれども、皆さん言われているように、大変結構なことが書かれているなという感じで、一つ一つすばらしいのですけれども、実際にあえて抽象度を高めたような形でまとめられているかと思うのですけれども、それが具体的な形として、社会に浸透していくという、幾つかその事例が後ろにはたくさん載っているんですけれども、その事例と、この行動計画の抽象的に書かれている部分とを、どうやって進めていくのか。これまでいろんなところの部署で関わっていた、生物再生に関わることを、改めて具体的にすることに多分意義があり、その最初の一步ということだとは思っているのですけれども、それをどう進めていくかを見て、私も勉強させていただきたいなと思っています。

○委員 百年の計画ということで、大変な計画なんですけれども、戦略の概念というところがありますけれども、1番目に、すべての生命が存立する基盤を整える。2番目に人間にとって有用な価値を持つ。これはある意味、逆行する、矛盾するようなところがあるんじゃないのかなという気もするん

です。

例えば、西のほうですけれども、九州大学が今、移っております。そのために500ha以上の農地や山が壊され、自然がなくなっているという現実がありますが、これは地域にとって有用なことだと理解できることだというふうには思います。例えば今津干潟ですけれども、今津干潟には地域の5本の川が流れ込んでいて、土砂の堆積が大変多く、また匂いもすごいということで、これを何とかできないかというような話もありますし。地域の人としては、何とかできないかと言う人が大変多い。ただ、やはり自然の野鳥のほうから見れば、ああいう餌場になるところは、そのままにしておいてくれと言われる。非常に難しい問題だなということを考えながら、まあ地域にとっていい、人間にとっても、自然にとっても、いい環境をつくっていかないといかんということを考えております。

○委員 2年先がなかなか読めない時代ですから、100年となると、本当に何をどうしたらいいのかと改めて今日感じ入っている次第であります。上位計画に位置づけない。それから一種の理念を語るというふうに私は聞いたのですけれども、そういう形でどれほど意味があるのかというのは、私は疑問であります。

大事なことだとはわかりますが、大事なことであるならば、この中に出ていますが、それぞれのプレイヤーの役割というふうに書いていますが、やはり補完しあって支えていくことしかできないならば、その逆の責務が出てこないか、どれほどの意味があるのだろうかと思えますね。そこの掘り下げということは必要ないのだろうかというのが1点です。

もう1点は、やはり私は折角だから、この「福岡市新世代環境都市ビジョン」とか、「基本構想マスタープラン」を作ろうとしているわけですから、ぜひそこに、やはり位置づけてもらいたいと思いますね。そうすることによって、手順を踏んで着実に前に進んでいっているということを実感しあうことが、ここで言う「学ぶ」というのですか、2番目のところの「確認しあう」や「保全について考えていく」ということにもつながってくるのではないかと思います。

それ以上のことはわかりませんが、そういうふうに思いましたので、これからも積極的な議論に参加をしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○委員 3点、お願いがあります。まずは1点目で、この「生物多様性ふくおか戦略100年を考える」ということですが、この戦略を推進する「戦略」の方から見ますと、例えば生物の分類のできる人とか、そういう専門的な人材がこの100年で始めにいなくなる。大学の方の生物系が全部、遺伝子に動いてしまっていますので、そういう生態学者というのを、福岡市がどう確保されるかというところが1番目。基本情報を与えてくれる人間が先に滅びてしまっているのではないかとというのが、今の

大学の現状です。

2点目は100年を考えるときに、生物を守るとか、生態系を守るというふうに、さらっと書かれているんですけども、地球規模での気候変動の影響が非常に大きくなってしまっていて、雨の降り方、気温の上昇が変わってきているというのは、お気づきのことですが、そういう先が予測できる変化に対して、どう生態系を守っていくかという予防的措置をどこで取り込むのかというのが、はっきり書かれていないというのが、第2点目です。

第3点目は、これは市役所の内側の話なんですけれども、庁内では協議を行う会議を設置するという事になって、これは今はないということに、この表現ではそう受け取れます。要するに、事業部局と管理する部局とが、それで思い思いの心でもって実施されているんですけども、全体を統括して、この生物多様性ふくおか戦略に対し責任を持っている部局というのが実はない。つまり「それは困るから、そこはやめてください」と言える部局がどこにもないというのが大問題で、100年間の間に解決されることをお願いいたします。

○委員 私は、生物多様性という言葉でやると、少し専門に近いこともあるので気になることがたくさんあります。最初に、学生が「生物多様性」という言葉を使ったときに気になるのは、身近にいるゴキブリは生物多様性の一つなんだと。それから最近は移入種、それから帰化生物等が大量に増えてきていると思いますが、こういった、地域に昔から受け継がれてきた枠組みを超えて種類が増えてくる生物は多様性としてはどうとらえていけばいいのか。例えばそれらを攪乱ととらえて、地域生態系みたいなことで維持管理する仕組みというのを新しく作っていかないといけないのかなど、生物多様性という言葉からは課題がたくさんイメージされるところがあります。

次に、資料「3-3」のサービスに関するところですが、人間以外の生物が人にもたらしてくれるメリットという、恐らくこういう書き方でいいだろうと思うのですが、多様性という表現をされたときに、気になってしまうことが幾つかあります。例えば供給サービスとして、ここは農産物を中心に記述があったりするんですが、農業の先端技術化をしていくということは、目的とする食糧ですね。それ以外の生物をできるだけ遠ざけて、生物多様性とは反対の単純化をひたすらして、生産量を増やしていくというようなことがあるのではなかろうか。果してこういう記述でいいのだろうかとか。

2番目は調整サービスに対して、防災という点で見たときに、自然災害はどうとらえるのか。文化的サービスのところに関しては、豊かな表情のある自然環境があったときには、そこに人々は行きたい。行くということは、そこに施設が要る。施設が要るということは、現材、皆さんが「きれいな」といっている場所を開発して、作りかえなければいけないということのジレンマに陥るのではなかろうか。

それから全ての生物の存立基盤、確かにそういうことなんだろうなと思うのですが、書かれている内容は、これですべての生物という言い方をしているのだろうか。基本的には人間を中心に書かざるを得ないのだろうなということが気になったりすることがあります。

次に、資料「3-2」の「中間取りまとめ」の推進体制のところ、多様な主体との連携の中で拠点の整備とか、プラットフォームの整備ですが、どうしてもこの言葉はハコモノをイメージさせる。将来の100年先まで考えてということでの戦略だとすると、ひたすら整備し続けるのか、拠点を100年間、作り続けるのかというようにも思いますが、その先にある何か拠点をつくることで、何が生まれるのか。地域の連携なのか、他の何なのかを、少し突っ込んで書かれたほうがいいのかなどという気がいたしました。

先ほどの2050年問題ではありませんが、大きく社会構造が、ここ50年、100年で変わる。もしくはインフラを維持する機能そのものが、もう我々にはなくなるかもしれないというような時代を迎える中で、この多様性の保全戦略を、行政の枠組みをベースとして組み立てるということが、将来を展望することにつながるのかというのは、何かいろいろ疑問を思いながら眺めさせていただきました。かと言って、私自身「こうしたほうがいいんじゃないですか」と、全てにわたって答えを持っているわけではありません。

○委員 全く個人的な感想ですけども、全般的に生態系を保全していこうということが一応書かれていると思うのですが、ちょっと抽象的な感じがします。具体的な目標みたいなものがあると、わかりやすいのかなという感じがしたということと、これは一応作られてから、これを今後、どういうふうにして取り組んでいくかというのが一番大事なんだろうと思っておりまして、その意味でフォローアップといいますか、その辺を今後どう進めていくのかというのが重要だろうと思っております。

○委員 今日は本当にこういう会に、委員という立場で参加させていただいて、非常に勉強になったのですが、我々政治家の立場でちょっとお話をさせていただきたいなと。100年後の将来像と言って、実際もう目まぐるしく地球温暖化は進んで、我々が例えば10年後はどうなっているかというか、先ほどのお話の中で、福岡市の野鳥の数が多いという話を聞いたのですが、僕は魚釣りをするんですね。実際、空は簡単に見えるけれども、海の中って非常に見えにくくて、川とか、湖とかあるんですが、その中身はどうなっているのかなと、釣りをしながら思ったりすると、実際100年後って、今、議論している人たちは当然100年もないわけですね。

それだけ責任があると思います。だから真剣に議論しないといけないなと、常日頃、自分も思っているんですけども。実際、僕らもこういう学術的なことに関しては素人ですけども、皆さん、立

派な先生方ばかりなんで、そういった意見を本当に吟味して、そして実際、自分たちが100年生きたらということよりも、自分たちが子ども達に何かを託すというか、子孫に明確なメッセージというのを送っていき、しっかりとしたビジョンにさせていただきたいと、本当に思う次第です。

今、市長が言いますけれども、市長が25年後も読めない、100年後と言ったらすごいなと思います。だから、いつも私は環境局の皆様には口を酸っぱくするというか、耳にタコができるぐらい言っていると思うのですけれども、後世にきちっと残していく、皆で共に取り組んでいくという姿勢を啓発してほしい。福岡市民だけではなくて、本当は地球という惑星に住んでいる人類に対してしっかりとメッセージを送ってほしい。

福岡市ごときで何ができるかと、ものすごく大きなレベルで言ったら、言われるかもしれんけれども、それを愚直に進めていける局であってほしいなと思っています。そういう感じで、難しいことをやるので責任を持って行動していく。私自身の自戒も含めて申し上げておきます。

○会長 ありがとうございます。色々と多様なご意見を頂いたわけですが、事務局の方で答えるということが、可能ならば答えてもらいたいのですが、その前に委員に質問がありましたので。

○委員 はい、それではお答えします。先ほど、アイランドシティの野鳥公園の話がありましたけれども、あれは基本的には550haのエコパークゾーン全体でどうやればいいのかというふうに考えるべきだろうと思っています。その中のアイランドシティの周縁部、その中の野鳥公園だろうと思います。

この生物多様性戦略の検討のときにも議論があったのですが、福岡市だけで物事を考えるということではなくて、生き物その他を考えたときに、地域というものをどう考えるべきかという議論ですね。鳥は行ったり来たりする、生き物は行ったり来たりするということがあるものですから、どうその地域を考えるべきか。ただ単に「福岡はこうやりますよ」というだけでなく、広域に物事を考える必要があるだろうと。先ほど地産地消の話もありましたが、「地」というのを、どこの範囲を考えればいいのか、非常に難しい問題があるものですから、地域というものをどう考えるかも含めて、やはり考えていくべきだろうと思います。

それともう一つ、100年後を語るという基本計画なんですけど、では、これまでの100年間に福岡市でどんなことが起きたのかを、やはり考えるべきだろうと思っています。実は商業都市で発展してきたという福岡の特徴はあるのですが100年間を振り返ってみると、確かに公害では痛めつけられていませんけれども、実際には100年間で気温が、平均気温で3.2度も上昇している。これは東京に次いで日本で2番目に気温上昇が非常に激しい。最低気温でいけば100年間で5.2度も上がっている。これは日

本で一番、最低気温が100年間で上昇している都市なんですね。

確かに公害は受けてないのですが、こういうふうにやはり環境が変わってきている。それが生き物にも、さっき魚はどうなっているのかという話がありましたけれども、日本海でいけば玄界灘も海水温がものすごく上がっていますので、この辺で環境がまだまだいいように思っている、やはり環境は変わっているということが、やはり非常に大きいのではないかと。じゃあ100年後に我々は何を残すことが重要なのか、そういう観点で100年後を考えて戦略を考えるということが重要なのかなと、そんな気がしています。

○会長 渡り鳥と福岡市の地理的な関係はいかがですか。

○委員 日本全国で、例えば冬場来ているカモあたりでは、日本全体で飛来数の多さで有名な場所がいけば、大体3分の1に減っています。ところが日本全国すべて足すと横ばいなんですね。そこら辺の変化の原因はどこなのかというのは現在よくわかっていません。ただし、福岡市内では、冬場見られるカモの数が、ここ30年間で大体3分の1に減っているというのが状況です。

ただし、日本列島の一番西にあって大陸に近いということもあって、1年間に福岡市内で確認される鳥は、恐らく120種類ぐらいあるのではないかと考えています。それでいけば、やはり鳥の数は非常に多い。そういう場所です。

○会長 昼の生息場所と夜の生息場所の棲み分けはできているのですね。同じエリアであっても、ねぐらとして使っていて、餌はよそに食べに行くということらしい。昼間は空き家になりますから、そこに来る。夜になったら帰ってくる。そうすると昼のやつはどこかへ行ってしまうというように、時間をずらして共同利用するというのが、生き物にはできているようですね。

○委員 そうですね。その辺が非常に生き物の面白いところですね。

○会長 それでは他にも多くの意見をいただきましたけれども、今、委員のお話の中にもありましたが、先ほど指摘されたお話は十分認識しているんですね。実は何でこういう「おきゅうと」とか何とかと並べているかという、これはやや裏話的な話なのですが、開発をする人たちは生物多様性と言われた瞬間に、「また自然保護か」と、「ダメだ」と、こう言われる可能性がある、この生物多様性保全というのは、開発禁止の話をしているわけではありません、ということをはっきりわかってもらわなければいけない。そこで国の持っている生物多様性戦略も、まさにそのことは明確に言って

いるわけですが、これが人間にとって本当に必要なことなのだと思いますということを強調したかったわけです。

だから福岡というのは、そういう意味では、こんなに食べ物に恵まれているということで、それは実は生物多様性の恩恵なのだということがわかれば、大分いろんなことを言って抵抗する人たちの認識が変わるのではないかと、ちょっと強調したのですが、これは福岡のものをとっているわけではないのです。例えばシロウオに至っては、ほとんど宮崎とか、あちこちから持って来て、室見川で取れているシロウオなんて、ごくわずかなですね、市民が知らないだけです。

だから、福岡の場合は、まさに他所に支えられているという認識をしっかり持たなければいけない。それから鳥は福岡で過ごしても、別の時期にはロシアに行くわけですから、ロシアと福岡と両方が協働しない限り、多様性は守れません。そこでこの戦略というか、考え方を進めていくときに必要なことは、連携協力を周辺諸国ともしていく必要があるということまで書いてあるのです。そういうことをちゃんと市民が認識しなければいけません。だからこそ福岡市や市民にも責任があるのですよ、ということをお願いしたかったわけです。

ですから、認識としては委員が言われたようなことを十分前提にして議論してきた、ということはいえると思います。あと、大体ほとんど言われたご意見は十分に議論してきたというつもりですが、外来種について指摘された点については、これは国全体の考え方の中に出ているので、あえて逆らわなかったのですが、やはり外来種による生物多様性の危機という認識を国は持っています。だから外来種は排除したいという国の方針に逆らって、福岡はそのご意見も取り入れますとは言にくいので、これは取り入れるようなことはいたしません。

ただし、渡り鳥は外来種ではないわけです。要するに人が持ち込んで、それを放してやって、そいつが勝手に悪さをするようなことがあったら困るので、それはやめてくださいという考え方なのです。ただし、ゴキブリについては、もう仕方がありません。日本でも明治以前のものを目をつぶることになっていますので、まあ仕方ないだろうというふうに思っています。

それから2番目の農業についても、農業を徹底的に進めていけば、恐らく多様性に反するというご指摘、そのとおりだろうと思っています。しかし、やはりやりようによっては、そうでもないということがあります。福岡の場合は農作物の主産地ではありませんので、何か単一の農作物を大量につくるという土地ではありません。

むしろ福岡であれば市役所の農林水産局の人たちと共同し、あるいはJAの人たちや漁協の人たちと共同して、この中の身の丈に合ったサイズで、生物多様性を考えた地産地消というのはできるだろうから、それはそれでやってみようじゃないかということです。

それから、推進体制に関して、ここではハコモノは考えていません。もっとソフトを考えていま

す。

100年というアイデアの基本にあるのは、実は羨ましい限りで、北九州市の30世紀の森なのです。小野勇一先生がご提案されて、山田緑地に30世紀の森というものをつくっているのですね。これは日本でこしかない。だから、そんなことをやっている自治体があるなら、福岡もせめて100年ぐらい言わないと格好がつかないなということですが、100年後、どうなるかということに関しては、誰も責任持てませんので、夢を語っておいて、10年ごとに見直しをして、温暖化が予想以上に進行が早ければ、またそれに対応することを考えます。10年ごとにその時々の方針者にずっとフォローアップをしながら考えてもらえばいいだろうと。

一番実現しないでほしいな、実現したら困るなと思っていることは、将来、委員の曾孫ぐらいの時代には、博多湾では熱帯魚しかとれないということです。そういうものしか釣れなくなったような博多湾にはしたくないと言って、皆で議論していたのですけれども、南の島に行って、本当に真っ黄色の魚と真っ青の魚が生け簀を泳いでいて、それが生き作りで出てくると、さすがに箸が出ませんものね。その内に福岡の人間もそういうものが生き作りだと思ったりする、そういう時代が来るのは、できたらやめてほしいなというようなことを考えながら、私どもはこの戦略の案をつくってみました。

さて、事務局のほうでお答えいただけることがあったら、どうぞ答えてください。

●事務局（循環型社会推進部長） 港湾局で野鳥公園を担当しておりましたので、先ほど委員の皆様方から野鳥公園について、いろいろとご質問等がありましたので、私の方でわかっている範囲内でお答えさせていただきます。

野鳥公園ですけれども、和白干潟が現在向かい側にございます。この和白干潟というのは、ご承知のとおり、ラムサール登録湿地候補にもなるような、非常に自然が豊かな干潟であるということで、福岡市の方でこれを保全していくという方向で、港湾の埋立計画を陸続きから島方式に変更をいたしておりまして、それが現在のアイランドシティの島方式というようなことになっております。当初からこの干潟については非常に貴重な財産だと。市民にとって非常に財産であるということで、今後とも積極的に保全し、活用していこうという方向性が示されたという経緯がございます。

野鳥公園につきましては、平成18年度当初に基本構想検討委員会の方から提言をいただきまして、基本構想を策定いたしております。アイランドシティの和白干潟側に面した位置にあって、面積的には12haということで、基本構想の次の段階で具体的な内容を決めていく基本計画の策定に着手しなければならないのですけれども、現在、アイランドシティの工事の関係で、まだこの計画策定にまでは入っていないということなので、先ほどお話がありましたように、具体的な中身はよくわからないと

というような状況になっているということでございます。保全する鳥は海鳥ですけれども、干潟をその中につくっていくのか、池の面積はどうするのか、形はどんなふうにするのかといったようなことは、これから検討して決めていくということになっています。

ただ、先ほど委員の方からもありましたけれども、野鳥の保全については、エコパークゾーン全体で考えていくべきではないかといったような視点から、和白干潟では、餌場としての機能は十分にございますので、野鳥公園の方で足りない機能としての休息・休憩の場、こういうようなものを持たせるというようなことになってくるのだろうと思います。

アイランドシティのコンセプトである「自然と人との共生」、こういった視点から、ただ鳥だけのためにつくるというものではなくて、人が野鳥と触れ合うようなこともできる、そういった機能も整備していく必要があるだろうと思っております、具体的な中身につきましては、近いうちに検討が開始されると思われまます。以上でございます。

○委員 今の部長のお話のとおりなのですが、環境問題でも、政治環境、経済環境、地球環境、自然環境、いろんな環境のテーマがありますけれども、私どもの審議会というのは、どういう側面からこの環境問題を切っていくかというのが、非常にあいまいであるという感じがしますが、今の干潟の問題一つだけ環境を守るということは、人間の明確な意思が強く働くということの必要性を感じた一つの事例なんです。

これは埋立をする計画のときに、和白干潟の問題に取り組んでいる有名な女性の方が請願を持ってこられました。それで私は当時、市議会議員になったばかりだったのですけれども、いわゆる俗にいう与党系の議員の先生方から、どうするかという相談を受けたから、「いや、環境問題というのは別にこれは超党派でやるべき課題で、特定のイデオロギーどうのこうのにこだわるものじゃないと。やはり鳥だってどこか休むところがないときつからうから、休ませてやろうじゃないか。別に特定のイデオロギーを持った人たちの、環境というのは、そういう人たちのためのテーマではないのだ。」というふうな議論をして、最初に私が署名をして、行政側に働きかけをした経緯があります。

やはり先ほど委員から魚の話が出ていましたが、私も県議会の際に農林水産委員会において、いろんなことをやらしていただきましたけれども、実は玄界灘というのは韓国、中国の漁船が大変入ってきてまして、日本が放流した稚魚をほとんど持っていくんです。環境のバランスをとろうという政策をすると、必ず外交問題になってくるんです。ここまで入っていく環境問題としての議論をするかどうかなんです。

それから福岡の農作物の問題が出ていましたが、我々福岡市民ですから、県のことはちょっと念頭に置いてないと思っておりますけれども、福岡県レベルからいくと、東の長野、西の福岡という農業大県な

のです、福岡は。農業主要品目の35種類ぐらひは、今でも大体生産量は5本の指に入っています。

だから、そういうことを市民の皆さん方は知らなすぎるんです。だから大都会から出た県議員が何で農林水産に入るのかと。いや、大都会の消費者を啓蒙するためには、大都会からやはり食糧問題に取り組む議員が出ないかと。私は公共事業を中心にやってきた人間ですけれども、そうやって農林水産委員会に入った。

だから、切り口はいろいろ、149万の市民の存在の多様性をどう認めて、もっと一人一人の存在をどうしていくかという政治のテーマもあれば、都市間競争だって、都市の多様性の中で日本という国は成り立っているわけですから、その多様性をどう生かしていくかという。助け合いし、補完しあっていく。取り組んでいるテーマというのは素晴らしいと思うし、共鳴しますけれども、今回、東北三陸の震災を受けて、先週、国交省の幹部といろいろ話しておったのですけれども、結局もう人間の手に負えないところまでのことは、もうやらないと。天災の最たるものを今回経験したわけですけれども、もう無用な抵抗をせずに、ある程度、自然に順応してやっていこうという方針でおると。

かつての日本だったら、大自然の脅威に真正面から向かって、絶対負けんこまでやろうという気迫で、日本に金もありましたし、いろんな思い上がりもありました。だけど今は、もう40m前後の津波が来たらどうしようもないと。これに対抗するには、もう資金も無限大にかかるし、自然を許容しようじゃないかという姿勢に、ある程度なってきましたね。

ですから、ある程度、会長の非常に卓越したご意見、私ども全く素人なので参考になるんですけれども、環境という問題は、最近、非常に使われ始めた言葉で、これを語る人が多いのですけれども、ちょっと言葉が少し夢を語っている、語っている人がそれに少し酔っている感じがして、本当に環境を真剣に、いわゆる生態系を守っていくということに相当の意思と力と。国家としての力と行政としての力が要りますよという感じを、私はちょっと申し上げたい。

○会長 ありがとうございます。それでは事務局、答えられることを。

●事務局（環境調整課長） 委員方からいろいろご意見をいただいた中で、今までの福岡市の流れとか、100年先のことを見通す場合の判断材料というのが非常に少ない。今日、ご提示した資料では非常にわかりにくかったということを反省しております。

特に「福岡市の現状と課題」ということで、SWOT分析の一枚物という格好でお示ししておりますけれども、「資料編」というものを実はつくっております、この中に委員からもご指摘がございました、例えば福岡の農業のものはどれぐらい他所に依存しているのかという資料もございます。福岡市の農地の300倍ぐらいがないと実は生きていけないとか、そういうことを資料編の中でとりまと

めております。資料編のエッセンスだけをきれいに打ち出せばよかったのですが、今回の資料として作り込みが非常に甘かったという部分、非常に反省しているところでございます。先ほど100年ほったらかしておいてもよかったなら、100年先もいいじゃないかというようなお話もございましたけれども、その部分につきましては、自然環境調査をずっとやっており、鳥の流れ等も把握しておりますので、これも資料編でまとめております。見えるような形で少し検討させていただければと思っております。

また、庁内の体制の問題でございますが、これもご指摘がございましたけれども、実は環境調整会議というものを持っておりまして、その中でこの戦略等につきましても、各局に意見照会等行っているところでございます。ここであえて書きました理由といたしましては、生物多様性の指標を評価する軸として考えたときに別途の組織が必要かなと思い記載した次第です。

あとプラットフォーム等の考え方でございますけれども、特にハコモノではなく、やはり仕組みづくりが必要であろうと考えております。

それと、非常にきれいなことばかり書いてあって、ふわっとして、何がしたいのか、わかりにくいというご指摘ですが、戦略という性格上、個別計画、課題解決型ということでは今回作り込みを行っておりませんので、若干、具体的に何をどうしていくというところが見えにくい部分があるのは事実でございます。その部分につきましても、素案までの段階で少し具体的に物が見えるように再整理していきたいと考えているところでございます。

○会長 もうそのぐらいでいいでしょう。余り今までやってなかったですね。100年考えるということですね。ですからそれをやってみたということですので、これを作っていくって、その後、多分、次の環境基本計画の見直しということがあるわけですが、その中で、では当面、5年、10年、何をやるのだということを、もっと明らかにするという議論を、また皆さんでやることになるだろうと思いません。

それでは、記録は後で起こしまして、また今日いただいたご意見の中で、これはというものについては、取り入れて素案に反映させていきたいと思えます。それでは、その他について、事務局からお願いいたします。

(4) その他

●事務局（環境政策課長） それでは、「その他」でございますが、先ほど諮問させていただきました本市の環境影響評価制度のあり方を審議いただきます環境管理部会の日程について、ご連絡させて

いただきます。

環境管理部会でございますが、来年の1月31日（火）の、今のところ2時から開催させていただきたいと考えてございます。会場等、詳細な情報につきましては、後日改めてご案内をさせていただきますので、部会委員にご就任いただいております委員の方々におかれましては、ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に11月4日（金）に開催いたしました本審議会の視察について、簡単にご報告させていただきます。本年度の視察につきましては、浅野会長及び4名の委員の皆様にご参加いただきまして、宮若市の産廃不法投棄事例に対する福岡県の行政代執行現場と、それからスーパー等で使われております発泡スチロール製の食品トレイのリサイクルに取り組んでおられます株式会社エフピコが、これは広島の実業でございますが、佐賀県の神崎市に運営しておりますリサイクル拠点の見学を行っております。

当日、ご欠席の皆様には、既にご覧いただいているかもしれませんが、視察当日の資料を事前にご送付させていただいておりますので、まだご覧になっていない方はぜひ一度お目を通していただければと思います。今後はより多くの委員の皆様にも視察にもご参加いただけるように、事務局として視察の実施時期ですとか、あるいはご案内のタイミング等々について改善をしてみたいと考えてございます。事務局からの報告は以上でございます。

○会長 はい。ただいまはご報告ということでございます。本日は活発に議論をいただき、ありがとうございました。最後に、局長からご挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

Ⅲ 開 会

●環境局長 会長、ありがとうございました。今日は本当に委員の皆様非常に濃い内容の議論をいただきましてありがとうございます。私どもも昨今、環境という概念が非常に大きく変わってまいりまして、どこまで環境としてとらえるのかということもございまして、今回「新世代環境都市ビジョン」というものを策定いたしまして、環境行政を進めていく方向性とか、そういうものを定めようとしているところでございます。

また、生物多様性につきましては、これは今日いろいろご意見をいただいておりますが、都市の発展と環境保全との共存といいますか、100年後の共生を目指して進めていくものでございますが、ご意見をいろいろいただいた後、やはり戦略としてのサブタイトルというのは考えていきたいというふうに思っているところでございます。どう皆様方に伝えていくかということ、分かりやすいサブタイ

トルで表現をしていきたいというふうに考えております。また、いろいろご指摘を伺う中で、これは具体的な計画を持っておりませんので、この中の表現にもございましたが、全庁で様々な分野で施策が進められておりますが、そういう中で環境という切り口で横串を刺すという表現をいたしてございましたが、あらゆる方向からそういう環境というものをとらえるという形で進めていくつもりでございます。

今日もご指摘をいただいておりますが、やはり推進体制の弱さというのは、いろんなところからご指摘をいただいているところでございます。こういう体制で本当に環境局がこの戦略に基づいて、各分野で入り込めていけるのかということは、様々なところでご意見をいただいているところでございます。今日、ご意見をいただきましたことも踏まえまして、また、中のビジョン、戦略等、意見をまとめていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指摘、ご支援をいただきますよう、よろしく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

○会長 それでは今日はこれで終わります。ありがとうございました。